明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十九年四月二十八日

○第百九十三回国会 衆議院会議録 第二十二号

平成二十九年四月二十八日（金曜日）

議事日程　第十六号
平成二十九年四月二十八日
午後一時開議
第一　厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第百九十回国会、内閣提出）
第三　平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第百九十回国会、内閣提出）
第四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第百九十回国会、内閣提出）
日程第三　平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第百九十回国会、内閣提出）
日程第四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後一時二分開議

○議長（大島理森君）　これより会議を開きます。

日程第一　厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　日程第一、厚生労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丹羽秀樹君。

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔丹羽秀樹君登壇〕

○丹羽秀樹君　ただいま議題となりました厚生労働省設置法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設し、その職務について定めようとするものであります。

本案は、去る十八日本委員会に付託され、翌十九日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日に質疑を行った後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第百九十回国会、内閣提出）

日程第三　平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第百九十回国会、内閣提出）

○議長（大島理森君）　日程第二、平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）、日程第三、平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長玄葉光一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔玄葉光一郎君登壇〕

○玄葉光一郎君　ただいま議題となりました両件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成二十七年度一般会計予備費（その1）について、その使用事項は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入、運用に必要な経費、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費等計十八件で、その使用総額は一千七百九十一億円余であります。

次に、平成二十七年度一般会計予備費（その2）について、その使用事項は、選挙人名簿の登録制

度の見直しに伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費の二件で、その使用総額は八億円余であります。

委員会におきましては、両件につき去る四月十七日麻生財務大臣から説明を聴取した後、二十四日、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、両件はいずれも賛成多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　両件を一括して採決いたしますので、議席にお戻りください。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○議長（大島理森君）　起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

〔賛成者起立〕

日程第四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　日程第四、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長平将明君。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○平将明君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るため、国内希少野生動植物種に関する新たな類型の創設、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等の認定制度の創設、国際希少野生動植物種に係る登録制度の強化等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、十八日山本環境大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、十九日に東京都日野市の多摩動物公園において希少種の保護増殖の取り組みを視察した後、二十一日に質疑を行い、二十五日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対しまして、民進党・無所属クラブから修正案が提出され、その趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　日程第五、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長山口壯君。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山口壯君登壇〕

○山口壯君　ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編、日豪ＡＣＳＡ及び日英ＡＣＳＡに係る物品または役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月三十一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、四月十八日稲田防衛大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日から質疑に入り、二十五日に質疑を終局し、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（大島理森君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席国務大臣

財務大臣　麻生　太郎君
厚生労働大臣　塩崎　恭久君
環境大臣　山本　公一君
防衛大臣　稲田　朋美君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る二十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十六日、安倍内閣総理大臣から大島議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第二三九号

平成二十九年四月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

私は、平成二十九年四月二十七日(木)午前八時三十分羽田空港発、四月三十日(日)午前九時三十分同空港着の予定で、ロシア連邦及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

（報告書及び文書受領）

一、去る二十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法第五条の規定に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告の報告

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十八年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「平成二十九年度中小企業施策」についての文書

小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十八年度小規模企業の動向」に関する報告

小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十九年度小規模企業施策」についての文書

（議席変更）

一、昨二十七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一七八　北村　誠吾君
一七九　江渡　聡徳君
一八〇　新藤　義孝君
二〇五　古田　圭一君
二〇六　大西　宏幸君
二〇七　尾身　朝子君
二〇八　前川　恵君
二一一　斎藤　洋明君
二一二　中谷　真一君
二五五　今村　雅弘君
二七〇　吉野　正芳君
二七一　松本　純君
二七七　古川　康君
二七八　木村　弥生君
二七九　大隈　和英君
二八一　勝俣　孝明君
二八二　牧島かれん君
二八五　小倉　將信君
二八九　今野　智博君
三〇二　三ッ林裕巳君
三六一　岡下　昌平君
三六二　谷川　とむ君
三六四　加藤　鮎子君
三六五　鈴木　憲和君
四三五　宮路　拓馬君
四三六　和田　義明君
四三七　鳩山　二郎君
四三八　武藤　貴也君
四三九　金子万寿夫君
四四〇　田畑　毅君
四四一　若狭　勝君
四四二　神谷　昇君
四四三　中川　俊直君
四四九　池田　佳隆君

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

奥野　信亮君
門　博文君
菅家　一郎君
宮川　典子君
吉野　正芳君
木村　弥生君
瀬戸　隆一君
堀井　学君
左藤　章君
田畑　裕明君

補欠

大西　英男君
木村　弥生君
瀬戸　隆一君
神田　憲次君
堀井　学君
小倉　將信君
豊田真由子君
左藤　章君
田畑　裕明君
青山　周平君

外務委員

辞任

武井　俊輔君
辻　清人君
濵地　雅一君
古賀　篤君
國場幸之助君
真山　祐一君

補欠

國場幸之助君
古賀　篤君
真山　祐一君
辻　清人君
武井　俊輔君
濵地　雅一君

文部科学委員

辞任

池田　佳隆君
谷川　とむ君
古田　圭一君
中山　展宏君
鳩山　二郎君
岡下　昌平君
國場幸之助君
福山　守君

補欠

中山　展宏君
岡下　昌平君
福山　守君
鳩山　二郎君
國場幸之助君
谷川　とむ君
池田　佳隆君
古田　圭一君

厚生労働委員

辞任

田中　英之君
中川　郁子君
星野　剛士君
石崎　徹君
高木　宏壽君

補欠

星野　剛士君
高木　宏壽君
石崎　徹君
田中　英之君
中川　郁子君

国土交通委員

辞任

前田　一男君
水戸　将史君
村岡　敏英君

補欠

神田　憲次君
玉木雄一郎君
福田　昭夫君
清水　忠史君
宮本　岳志君

環境委員

辞任

木村　弥生君
大西　宏幸君

補欠

大西　宏幸君
木村　弥生君

議院運営委員

辞任

宮内　秀樹君
宮崎　岳志君
熊田　裕通君
岡本　充功君
宮崎　岳志君

補欠

熊田　裕通君
岡本　充功君
宮内　秀樹君
宮崎　岳志君
清水　忠史君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任

赤枝　恒雄君
秋本　真利君
甘利　明君
遠藤　利明君
河村　建夫君
松木けんこう君
松浪　健太君
福山　守君
中村　裕之君
井上　貴博君
熊田　裕通君
吉田　豊史君
武部　新君
三ッ林裕巳君
山田　美樹君
木内　孝胤君

補欠

福山　守君
熊田　裕通君
山田　美樹君
井上　貴博君
武部　新君
木内　孝胤君
吉田　豊史君
中村　裕之君
三ッ林裕巳君
遠藤　利明君
秋本　真利君
松浪　健太君
河村　建夫君
赤枝　恒雄君
甘利　明君
松木けんこう君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任　古田　圭一君　山田　賢司君　加藤　鮎子君　木村　弥生君　山下　貴司君

補欠　加藤　鮎子君　山下　貴司君　木村　弥生君　古田　圭一君　山田　賢司君

財務金融委員

辞任　助田　重義君　鈴木　隼人君　福田　達夫君　伊藤　渉君　青山　周平君　大西　宏幸君　神山　佐市君　角田　秀穂君

補欠　神山　佐市君　大西　宏幸君　青山　周平君　角田　秀穂君　福田　達夫君　鈴木　隼人君　助田　重義君　伊藤　渉君

経済産業委員

辞任　山際大志郎君　岩田　和親君

補欠　岩田　和親君　山際大志郎君

環境委員

辞任　井上　貴博君　大隈　和英君

補欠　大隈　和英君　井上　貴博君

安全保障委員

辞任　今枝宗一郎君　藤丸　敏君　國場幸之助君　石﨑　徹君

補欠　石﨑　徹君　國場幸之助君　藤丸　敏君　今枝宗一郎君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任　吉野　正芳君

補欠　國場幸之助君

決算行政監視委員

辞任　田畑　毅君

補欠　今村　雅弘君

（特別委員長辞任）

一、昨二十七日、特別委員会において、次の委員長の辞任を許可した。

東日本大震災復興特別委員長　吉野　正芳君

（特別委員長補欠選任）

一、昨二十七日、特別委員会において、次のとおり委員長を補欠選任した。

東日本大震災復興特別委員長　鈴木　俊一君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任　中川　俊直君

補欠　田畑　裕明君

地方創生に関する特別委員

辞任　江藤　拓君　勝俣　孝明君　小泉進次郎君　谷川　とむ君　中谷　真一君　福田　達夫君　宮川　典子君　岡下　昌平君　勝沼　栄明君　神山　佐市君　瀬戸　隆一君　武部　新君　宗清　皇一君　簗　和生君

補欠　簗　和生君　神山　佐市君　宗清　皇一君　岡下　昌平君　勝沼　栄明君　武部　新君　瀬戸　隆一君　谷川　とむ君　中谷　真一君　勝俣　孝明君　宮川　典子君　福田　達夫君　小泉進次郎君　江藤　拓君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任　池田　佳隆君　石﨑　徹君　今津　寛君　大西　宏幸君　長尾　敬君　加藤　鮎子君　木村　弥生君　田中　英之君　田畑　裕明君　八木　哲也君

補欠　加藤　鮎子君　田中　英之君　八木　哲也君　木村　弥生君　田畑　裕明君　池田　佳隆君　大西　宏幸君　石﨑　徹君　長尾　敬君　今津　寛君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任　神田　憲次君　宮川　典子君

補欠　宮川　典子君　神田　憲次君

地方創生に関する特別委員

辞任　小泉進次郎君　平井たくや君　宮川　典子君　髙木　義明君　武正　公一君　渡辺　周君　豊田真由子君　鬼木　誠君　長尾　敬君　ふくだ峰之君　緒方林太郎君　髙木　義明君　木内　孝胤君　福島　伸享君

補欠　長尾　敬君　ふくだ峰之君　豊田真由子君　緒方林太郎君　福島　伸享君　木内　孝胤君　鬼木　誠君　宮川　典子君　小泉進次郎君　平井たくや君　渡辺　周君　武正　公一君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任　吉野　正芳君

補欠　星野　剛士君

（議案付託）

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三八号）

財務金融委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
土地改良法等の一部を改正する法律案

（議案通知書受領）

一、去る二十一日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件
万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

（質問書提出）

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
わが国における重婚に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
政府参考人の答弁ルールに関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
「朝鮮人虐殺」の記述のある中央防災会議の専門調査会の報告書に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
安倍昭恵内閣総理大臣夫人の参院選応援活動と、総理夫人付職員の同行のさらなる全体像に関する質問主意書（宮崎岳志君提出）
もったいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する質問主意書（宮崎岳志君提出）
「全国高校生未来会議」と文部科学省と安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員との関係に関する質問主意書（宮崎岳志君提出）
アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する再質問主意書（宮崎岳志君提出）
国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する質問主意書（宮崎岳志君提出）
一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
共謀罪の構成要件に関する再質問主意書（階猛君提出）
幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問主意書（長妻昭君提出）
一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
国際組織犯罪防止条約の留保付き批准に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
与那国島への自衛隊配備に関する質問主意書（仲里利信君提出）
「テロ等準備罪」と警察官の監察に関する質問主意書（上西小百合君提出）
米国が提供したとされる電子メール監視システムに関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
森友学園に係る行政文書の保存に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
クレジットカードで現行紙幣を購入することに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
高速炉開発と「増殖」の二文字が落とされていることに関する質問主意書（初鹿明博君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員仲里利信君提出教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の支援等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出日本政府要人である安倍昭恵さんの地位に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦君提出日韓合意の法的拘束力に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出厚生労働委員会の審議において内閣支持率に言及した安倍総理の意図に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出タバコフリーのオリンピック・パラリンピック競技大会の実現に関する質問に対する答弁書

平成二十九年四月十一日提出
質問第二二三号

教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問主意書

提出者　仲里　利信

教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問主意書

教育勅語を学校教材に使うことを容認した政府答弁書が示され、衆議院及び参議院での教育勅語の排除等決議や憲法に反した政府の恣意的な動きが顕著となっている。このような取り組みは明らかに戦前回帰の無謀な行為であり、断じて容認できるものではない。

そこで以下お尋ねする。

一　教育基本法や学校教育法、同法施行規則、学習指導要領、義務教育諸学校等で定める目的や理念、目標、基準等に基づき、道徳教育はどのようにあるべきか、そしてそのためにはどのような教材を使うべきか、どのように子供たちに教えるべきか、などについて政府の認識と見解を答えられたい。

二　全国の義務教育諸学校等において、戦前・戦中の教育勅語を道徳の教材として使用している状況について政府の承知するところを明らかにした上で、教育勅語を道徳教材として用いることと並びにその他の教科において何らかの形で用いることの是非について政府の見解を答えられたい。

三　報道によれば、松野博一文部科学大臣は「教育勅語を道徳教材に用いることを肯定したものでも否定したものでもない」とか「私の発言は道徳に限定されるものではなく、すべての教科などの教材に共通する考え方を述べたもの」等としたとのことである。しかし、松野大臣のこのような「否定も肯定もしない」との説明は、学校教育に対する姿勢や理念を明らかにしようとしないものであり、所管大臣としての資質が疑われるものであるが、政府の認識と見解を答えられたい。

四　質問三に関連して、松野大臣の答弁は、教育勅語に対する衆議院での排除決議や、参議院での失効確認決議という国権の最高機関である国会の決議に反するものであると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

五　報道によれば、菅義偉官房長官は教育勅語を教材で使うことについて「憲法や教育基本法に反しないような適切な配慮のもとで取り扱うことまで、あえて否定すべきではない」と述べたとのことである。しかし、一体教育勅語の何が憲法や教育基本法に反しないとするのか、適切

な配慮とは一体如何なるものなのか、その真意と内容について政府の認識と見解を答えられたい。

六　質問五に関連して、教育勅語では、その前段で父母への孝行、夫婦・兄弟姉妹との和、友人との信義等を列挙し、天皇が国民に臣民としてのあるべき道を示し、事ある時には一身を捧げて「皇室国家」の為に尽くせと義務付けているわけであるが、このような個人の生活にまで天皇が指図することは、我が国憲法の国民主権や基本的人権を著しく損なうものであると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

七　質問六に関連して、我が国憲法に明らかに反する教育勅語を朗読させたり、正しいものとして教えたりすることは、我が国憲法に基づく自由民主主義の政治システムや国民主権と相いれないものであると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

八　質問六及び七に関連して、教育勅語に対する衆議院での排除決議や、参議院での失効確認決議が行われた趣旨とその内容、さらには我が国憲法との整合性に鑑みるならば、松野大臣及び菅官房長官の説明は極めて不適切であり、政府として、今後いかなる形であれ教育勅語を教育現場で用いるべきではないことを明確に宣言すべきであると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

九　近年、我が国では、教育勅語を幼稚園で暗唱させたり、そのような教育方針を評価する声が取り上げられたり、挙句の果てには教育勅語を学校教材として使うことを否定しないとする答弁書が閣議決定されたりするなどしている。このような動きは戦前への回帰を目指しているのではないかと思われ、まことに嘆かわしい風潮であると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

十　識者によれば、学校教育とは、子供たちが自分自身で物事を判断できるようにするための材料を提供する場であり、教えてよい話とそうでない話をきちんと分けて行うべきであるとのことである。本職も識者のそのような考えを強く支持するものであり、そのような考えに立つならば、表現の自由の名の下に、為政者の恣意的な判断で憲法に反した教育勅語を学校教材として用いるべきではないし、その内容を教えるべきではないと思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

十一　本職は、多くの住民が巻き添えとなった沖縄戦の体験者として、再び悲惨な戦争を繰り返さず、尊い人命が失われることがないようにすることを切に願うものである。また、日本軍の軍命による住民の集団強制自決や、中高校生で組織された鉄血勤皇隊・女子学徒の戦争動員等のような悲劇が二度と引き起こされることがないことも願うものである。そして、そのためにも無謀な戦争へひたすら駆り立てていった戦前の国家主義や、それと結びついた皇民化教育と道徳主義、さらにはそれらの根源となった教育勅語を純真無垢な子供たちに教え込むようなことは決して行うべきことでないと考えるが、政府の認識と見解を答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第二二三号
平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員仲里利信君提出教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「道徳教育はどのようにあるべきか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十七年文部科学省告示第六十号による改正後の小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）及び平成二十七年文部科学省告示第六十一号による改正後の中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）において、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の目標については、「道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」等とされ、道徳科で使用する教材については、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）等の法令に従うとともに、児童生徒の発達の段階に即し、「ねらいを達成するのにふさわしいものであること」等の観点に照らし適切と判断されるものとされている。また、道徳科の指導については、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどにより、発達の段階に即し、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合うよう指導することが重要であると考えている。

二、五、七及び八について

学校における教科用図書以外の教材の使用については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項等の規定に基づき、教科用図書以外の教材で有益適切なものは使用することができることとされており、文部科学省が各都道府県教育委員会等宛てに発出した「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成二十七年三月四日付け二十六文科初第千二百五十七号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した教育基本法等の趣旨に従っていること等の留意事項を踏まえた有益適切なものである限り、校長や学校の設置者の責任と判断で使用できることとなっており、その使用状況については、政府が一律に把握する仕組みとなっていない。

また、お尋ねの「教育勅語の何が憲法や教育基本法に反しないとするのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、教育に関する勅語を、これが教育における唯一の根本として位置付けられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いることは不適切であると考えている。

三及び四について

御指摘の松野文部科学大臣の答弁等については、二、五、七及び八についてでお答えしたとおりの趣旨で述べたものであって、従来からの政府の見解と同じであり、「国会の決議に反するもの」との御指摘は当たらないものと考えている。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、教育に関する勅語については、昭和二十三年六月十九日の衆議院本会議の「教育勅語等排除に関する決議」において、「教育勅語（中略）の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもととなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する」と決議され、また、同日の参議院本会議の「教育勅語等の失効確認に関する決議」において、「われら

は、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は・・・既に廃止せられその効力を失つている」と決議されたと承知しているところ、政府としては、森戸文部大臣（当時）が、同日の衆議院本会議等において、「敗戦後の日本は、国民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語・・・に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました」等と答弁しているとおりであると考えている。

九から十一までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることが困難であるが、教育に関する勅語を教育において用いることについては、二、五、七及び八についてでお答えしたとおりであり、いずれにせよ、政府としては、教育の場における教育に関する勅語の活用を促す考えはない。

平成二十九年四月十二日提出
質問第二二四号

安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の支援等に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の支援等に関する質問主意書

先般提出した「内閣総理大臣夫人のハワイ訪問に関する質問主意書」（質問第一八〇号）に対する答弁書（内閣衆質一九三第一八〇号。以下「答弁書」という。）では、「「真珠湾のアリゾナ記念館」への訪問は、安倍内閣総理大臣の夫人による私的な行為である」とされ、この渡航に際して、「「公用旅券である外交旅券」は使用されていない」ことが示された。他方、安倍昭恵さんの米国訪問には、「支援する職員」が「安倍総理夫人に同行していた」ことも示されている。

これらの事実の整合性に疑義があるので、以下質問する。

一　内閣総理大臣夫人といえども、「公用旅券である外交旅券」を用いない「私的な行為である」海外旅行にそれを「支援する職員」が同行することは、妥当性に欠けるのではないか。当該海外旅行が「私的な行為である」と政府が判断している以上、必要であれば、安倍昭恵さん自身かその私的秘書が国の機関等と連絡を取るべきであり、国家公務員である「支援する職員」が同伴し、あたかも私的秘書のような役目を行うことは妥当性に欠けるのではないか。見解を示されたい。

二　答弁書では、安倍昭恵さんの私的な海外旅行への「安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員」の同行は、「安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で、その職務を遂行する必要性を踏まえて当該職員自ら判断し、行ったもの」であり、この職員の「旅行命令を発する者は、関係規則により内閣総務官」であることが示されているが、「自ら判断し、行った」ということは、当該旅行の必要性などについて、上司である内閣総務官に内容などを報告し、内閣総務官による総合的な判断を得て、その決裁を受けたという意味か。それとも、「職員」「自ら判断し」、内容等については内閣総務官には報告せず、旅行命令のみ決裁を受けたという意味か。見解を示されたい。

三　答弁書でいう「安倍総理夫人の日程等の情報」というものは、「安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員」その人が調整、管理しているのではないか。答弁書では「安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で」という表現がなされているが、「日程等の情報」を管理する者と「安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員」は同一人物ではないのか。

四　三に関連して、「日程等の情報」を管理する者と「安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員」は同一人物ではないとしても、内閣総務官を上司とする内閣官房に所属する国家公務員ではないのか。

五　安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の「職員」の同行は、国民感情から見ても国から一私人に対する過度の便宜供与であり、今後取りやめるべきではないか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第二二四号
平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の支援等に関する質問に対する答弁書

一及び五について

お尋ねの「その私的秘書」、「私的秘書のような役目」、「私的な海外旅行」及び「過度の便宜供与」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十九年四月七日内閣衆質一九三第一八〇号。以下「一八〇号答弁書」という。）三及び四についてでお答えしたとおり、御指摘の「真珠湾のアリゾナ記念館」への訪問（以下「本訪問」という。）においては、安倍内閣総理大臣の夫人（以下「安倍総理夫人」という。）による内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること（以下「総理公務補助」という。）を支援する職員が、当面予定されていた安倍総理夫人による総理公務補助について、安倍総理夫人、総理公務補助の依頼等を行った国の機関等との連絡調整を行うために、安倍総理夫人に同行していたところである。当該同行に当たり、当該職員は、安倍総理夫人の私的な行為に対する支援は行っていないものと承知しており、本訪問への同行が「妥当性に欠ける」との御指摘は当たらないものと考えている。

二について

お尋ねは、御指摘の「同行」に当たっての「旅行命令」の発令の経緯に関するものであると考えるが、一八〇号答弁書三及び四についてでお答えしたとおり、本訪問への同行については、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員が、安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で、その職務を遂行する必要性を踏まえて当該職員自ら判断し、行ったものである。当該同行に当たり、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第四条第一項に規定する旅行命令の発令に係る手続は行われなかった。

三及び四について

安倍総理夫人の日程管理は、政府として行っておらず、また、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員を含め、いずれの政府職員も行っていない。

平成二十九年四月十二日提出
質問第二二五号

日本政府要人である安倍昭恵さんの地位に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

日本政府要人である安倍昭恵さんの地位に関する質問主意書

二〇一四年九月十三日に六本木ヒルズで行われた「WAW! Tokyo 2014」は、日本国政府、経団

連、日本経済新聞などが主催し、安倍総理もオープニングセッションで挨拶をしたものと承知している。

この会合の内容を外務省はホームページで紹介しているが、その内容に疑義があるので、以下質問する。

一　外務省ホームページで紹介されている「日本政府要人」という当該文書は公文書であるという理解でよいか。

二　外務省ホームページでは、日本政府要人として、安倍昭恵さん、加藤勝信内閣官房副長官、岸田文雄外務大臣、有村治子女性活躍担当大臣が列挙されている。安倍昭恵さんは「日本政府要人」であるという理解でよいか。

三　岸田文雄氏の役職を見ると、「外務大臣」と表記されているが、安倍昭恵さんの役職には「内閣総理大臣夫人」と明記されている。これは英文でも同様である。安倍昭恵さんの「内閣総理大臣夫人」という肩書は、日本政府における役職であるという理解でよいか。

四　安倍昭恵さんの「内閣総理大臣夫人」という役職は、内閣官房副長官や外務大臣と同列に扱われているが、政府の共通認識であるという理解でよいか。

五　安倍昭恵さんが日本政府要人であるとすれば、先般提出した「内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問主意書」（質問第一〇五号）に対する答弁書（内閣衆質一九三第一〇五号）でいうところの、「公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で「内閣総理大臣夫人」は、公人ではなく私人である」との見解と整合性が取れないのではないか。

六　安倍総理がオープニングセッションで挨拶し、日本国政府が主催者の一つである会合を紹介する文書が政府機関のホームページで、安倍昭恵さんが「日本政府要人」であると外務大臣と同列に表記されていることは、「「内閣総理大臣夫人」は、公人ではなく私人である」との政府見解を維持しているならば、国内のみならず、海外にも誤解を与えるのではないか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二二五号
平成二十九年四月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日本政府要人である安倍昭恵さんの地位に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出日本政府要人である安倍昭恵さんの地位に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「外務省ホームページで紹介されている「日本政府要人」」という文書は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項等に規定する行政文書である。

二、五及び六について

先の答弁書（平成二十九年三月十四日内閣衆質一九三第一〇五号。以下「一〇五号答弁書」という。）二から四までについてでお答えしたとおり、御指摘の「内閣総理大臣夫人」とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称を用いるに当たり、公務員としての発令を要するものではない。公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で安倍内閣総理大臣の夫人（以下「安倍総理夫人」という。）は、公人ではなく私人であると認識している。その上で、安倍総理夫人は、国の機関である外務省の依頼に応じ、安倍内閣総理大臣の公務の遂行を補助するために安倍内閣総理大臣とともに御指摘の会合に参加したものであることから、便宜上、政府関係の参加者を紹介する「日本政府要人」という文書に記載したものであり、このことと一〇五号答弁書との間に齟齬はない。

三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、二、五及び六についてでお答えしたとおり、御指摘の「内閣総理大臣夫人」とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称を用いるに当たり、公務員としての発令を要するものではない。また、政府において、「内閣総理大臣夫人」という官職や職名は存在しない。

平成二十九年四月十二日提出
質問第二二六号

日韓合意の法的拘束力に関する再質問主意書

提出者　井坂　信彦

日韓合意の法的拘束力に関する再質問主意書

井坂信彦提出の「日韓合意の法的拘束力に関する質問主意書」の問題意識は単純で、平成二十七年十二月二十八日の日韓外相会談で確認された慰安婦問題に関する合意は、日韓両国ともに法的拘束力を有するのかというものであった。

しかし、それに対する政府の答弁は、「確約を得たものと受け止めている」という、日本政府が相手国の政府の認識とは関係なく、一方的に受け止めている独善的な回答となっている。韓国の現状はどうか。当時の朴槿恵政権は崩壊し、現在は、黄教安首相が大統領選挙の結果を待たずとも、日本政府が「確約を得たものと受け止めている」という日韓合意は、見通しが立っていないのが現状ではないか。日韓問題で同じ過ちを繰り返さないために、簡潔に以下の通り質問する。日本政府の「確約を得たものと受け止めている」、「国際社会に対して明言した」という従来の答弁は、これまでの質問主意書で何度も用いられた答弁のため、同様の繰り返しを避けた誠実な答弁を求める。

一　平成二十七年十二月二十八日の日韓外相会談で確認された慰安婦問題に関する合意は、日韓両国に法的拘束力を有しているのか。法的拘束力を有していないと理解してよいのか。法的拘束力の有無という事実関係について答弁を求める。

二　前回の答弁書は「合意に法的拘束力は無いが、政府としては、韓国政府の明確かつ十分な当該合意に対する確約を得たものと受け止めている」、「合意に法的拘束力は無いが、政府としては、日韓両政府がそれぞれ当該合意を着実に実施することが重要と考えており、引き続き、韓国政府と緊密に連携していく」という意味の答弁であると理解してよいか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二二六号
平成二十九年四月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員井坂信彦君提出日韓合意の法的拘束力に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出日韓合意の法的拘束力に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十九年三月十七日内閣衆質一九三第一一〇号）でお答えしたとおりである。

平成二十九年四月十三日提出
質問第二二七号

厚生労働委員会の審議において内閣支持率に言及した安倍総理の意図に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

厚生労働委員会の審議において内閣支持率に言及した安倍総理の意図に関する質問主意書

平成二十九年四月十二日の衆議院厚生労働委員会において、柚木議員の「昭恵夫人や迫田国税庁長官らの関係者を証人喚問が必要というのが四二％、必要ないの二二％のほぼ二倍の国民が証人喚問が必要と考えているというふうな結果が示されております。総理、ぜひ、まさに、そういうことがないということを、総理は悪魔の証明ということをおっしゃるんですが、私は、ちゃんと説明をされれば、むしろ国民の皆さんに対して理解いただける、そういうふうに思うんです。ぜひ、安倍総理御自身から、昭恵夫人あるいは迫田長官に公の場での説明をいただけるようにお話なり御指示をいただけませんでしょうか」との問いに対して、安倍総理は、「ＮＨＫの世論調査を引かれたんだろうと思います。その世論調査によりますと、内閣支持率は五三％ということでございまして、自民党の支持率、あるいは民進党の支持率は、御承知のとおりでございます」「いや、これも重要な、まあ、民進党の支持率も御承知のとおりでございますが」と答弁している。

この安倍総理の答弁に疑義があるので、以下質問する。

一　安倍総理のかかる答弁を見る限り、いわゆる森友学園問題に関して、「安倍総理御自身から、昭恵夫人あるいは迫田長官に公の場での説明をいただけるようにお話なり御指示」をする必要はないという理解でよいか。

二　安倍総理が「その世論調査によりますと、内閣支持率は五三％ということでございまして」と述べ、直近の内閣支持率を引用した意図は何か。見解を示されたい。

三　安倍総理の「その世論調査によりますと、内閣支持率は五三％ということでございまして」という答弁は、内閣支持率が五十三％もあるので、「国民が証人喚問が必要と考えて」いるとしても、その必要はないという判断を安倍総理が持っているという理解でよいか。

四　「自民党の支持率、あるいは民進党の支持率は、御承知のとおりでございます」と安倍総理が念頭に置くＮＨＫによる世論調査では、自民党の政党支持率が三十八・一％、民進党のそれが六・七％である。このように自民党の政党支持率が民進党のそれよりも五倍以上もあるため、自民党総裁でもある安倍総理が国民に圧倒的に支持されており、「国民が証人喚問が必要と考えて」いるとしても、その必要はないという判断を安倍総理が持っているという理解でよいか。

五　安倍総理は、平成二十八年十月十七日の衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、「私も初当選のころ、国対で、村岡兼造国対委員長のもとで、丁寧な国会運営が大切だという教えを受けてまいりましたので、そのとおりやっていきたい、こう思っているところでございます」と述べているが、野党議員の質問に対して、その議員の所属する政党の支持率や内閣支持率を引き合いに出して、その質問を遮るかのような発言を行うことは、安倍総理が初当選の頃、「丁寧な国会運営が大切だという教えを受け」たことに反するのではないか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第二二七号
平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出厚生労働委員会の審議において内閣支持率に言及した安倍総理の意図に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出厚生労働委員会の審議において内閣支持率に言及した安倍総理の意図に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

平成二十九年四月十二日の衆議院厚生労働委員会における御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁については、質問者から世論調査の一部に言及があったことを受けたものであると承知している。

また、お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が、同年三月二十四日の参議院予算委員会において、「そもそもこの問題というのは・・・、土地の取引に政治的な介入があったかどうか、不正な値下げがあったかどうかということについて関わっていたかどうかということについての議論ではなかったのかなと。そのことに関わりなく証人喚問というのは、私はそれはおかしいのではないかと思います」と答弁し、同年四月十二日の衆議院厚生労働委員会において、「何回ももう既に、再三再四にわたり答弁をさせていただいているところでございます」、「この問題につきましては、会計検査院がしっかりと調査をし、その結論を出す、それを待ちたい、こう思っておる次第でございます」と答弁したとおりであり、「丁寧な国会運営が大切だという教えを受け」たことに反するのではないか」との御指摘は当たらないと考える。

平成二十九年四月十三日提出
質問第二二八号

タバコフリーのオリンピック・パラリンピック競技大会の実現に関する質問主意書

提出者　初鹿　明博

タバコフリーのオリンピック・パラリンピック競技大会の実現に関する質問主意書

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、政府は二〇〇八年以降のオリンピックで実施されているタバコフリーを実現するための受動喫煙防止対策の強化に向けた法整備を検討しています。

また、我が国も加盟している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（ＦＣＴＣ）」第八条には「屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上又は他の措置」の実施が締約国に義務付けられています。

第八条の実施のためのガイドラインでは「すべての屋内の公共の場、すべての屋内の職場、すべての公共輸送機関、および場合によってはその他の（屋内または半屋内の）公共の場が二次喫煙の煙にさらされないようにすることによって万人に普遍的な保護を与える義務」が締結国に課されています。

この点については、世界保健機関（ＷＨＯ）のマーガレット・チャン事務局長から、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で、長い伝統であるタバコフリーという政策を維持すること、特に屋内の公共の場での喫煙の完全禁止を全国レベルで実施することが書簡により要請されています。

以上を踏まえ質問します。

一　二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、タバコフリーの実現を含

む受動喫煙防止対策の強化という政策を維持する考えに変わりはないか。

二　ＷＨＯ事務局長のマーガレット・チャン氏から「屋内の公共の場での喫煙の完全禁止」が求められているが、レストランやバーの一部に例外を設けても、ＦＣＴＣ第八条の義務を履行したことになると考えているのか。

三　喫煙を禁止する法律を制定しても、レストランやバーの売上、雇用、店舗数にマイナスの影響はないと考えているのか、それとも、マイナスの影響はあると考えているのか、どちらか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二二八号
平成二十九年四月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員初鹿明博君提出タバコフリーのオリンピック・パラリンピック競技大会の実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出タバコフリーのオリンピック・パラリンピック競技大会の実現に関する質問に対する答弁書

一について

「二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成二十七年十一月二十七日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「受動喫煙防止については、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する」としており、政府としては、基本方針に基づき、対応することとしている。

二について

お尋ねのたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（平成十七年条約第三号。以下「条約」という。）第八条において、「締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施」するとされているが、これは、締約国に対し、御指摘の「屋内の公共の場での喫煙の完全禁止」を義務付けるものではないと解されている。

また、御指摘の「レストランやバーの一部に例外を設け」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国としては、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条の規定により、レストランやバーを含む飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされていること等をもって、条約第八条に定める義務を履行しているところである。

このように、同条に定める義務を履行しているところであるが、政府としては、一について述べたとおり、基本方針に基づき、受動喫煙防止対策を強化する必要があると考えている。

三について

お尋ねの「喫煙を禁止する法律」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、政府としては、平成二十一年に世界保健機関の国際がん研究機関がまとめたがん予防ハンドブックには、レストランやバーを法律で全面禁煙にしても減収がない旨が記載されていること及び本年、世界保健機関と米国国立がん研究所が共同でまとめた報告書には、屋内の公衆の集まる場を法律で全面禁煙にしても、レストランやバー等に負の影響を与えない旨が記載されていることを承知している。

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出朝鮮半島有事における我が国へのミサイル攻撃に関する質問に対する答弁書

衆議院議員菅直人君提出豊洲新市場の認可に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上西小百合君提出「テロ等準備罪」と「刑事司法改革関連法案」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出朝鮮半島有事における我が国の存立危機事態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出テロリズムの定義に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の、さらなる努力を放棄するような政党には政権を担う資格はないとの答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村智奈美君提出学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載してＬＧＢＴについて記載されなかったことに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出「一日当たり何頭（羽）分の牛・豚・鶏肉を食べ残し廃棄しているのか」に関する質問に対する答弁書

平成二十九年四月十四日提出
質問第二二九号

朝鮮半島有事における我が国へのミサイル攻撃に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

朝鮮半島有事における我が国へのミサイル攻撃に関する質問主意書

衆議院議員金田誠一氏提出の「武力攻撃事態に関する質問主意書」（質問第六六号）に対する答弁書（内閣衆質一五四第六六号。以下「金田答弁書」という。）では、「自衛隊法第七十六条の「武力攻撃」とは、一般に、我が国に対する組織的計画的な武力の行使をいう」と示されている。

昨今の朝鮮半島情勢の緊迫化を受け、政府はあらゆる可能性を想定し、朝鮮半島有事における対応策の準備を進めていると思われるが、政府の対応に疑義があるので、以下質問する。

一　金田答弁書では、我が国に対する「武力攻撃」とは、「一般に、我が国に対する組織的計画的な武力の行使をいう」と示されているが、現在の政府見解も金田答弁書のこの定義で変更はないか。

二　金田答弁書の定義に従えば、北朝鮮の朝鮮人民軍が我が国に対してミサイルを多数発射し、これが我が国の領土に到達した場合、「武力攻撃」に該当するという理解でよいか。

三　二に関連して、北朝鮮の朝鮮人民軍が我が国に対して一発のミサイルを発射し、これが我が国の領土に到達した場合、これは「武力攻撃」に該当するという理解でよいか。

四　三に関して、朝鮮人民軍が我が国に対して一発のみミサイルを発射した場合、朝鮮人民軍としての軍事ではなく、現場の部隊の誤射の可能性も排除できず、継続的に武力攻撃を行うことが前提となる「計画的な武力の行使」の要件を満たさないのではないか。

五　朝鮮人民軍による我が国へのミサイル攻撃が行われた場合、少なくとも複数発が発射され、我が国の領土に着弾しなければ、「我が国に対する組織的計画的な武力の行使」と認定できず、自衛隊法第七十六条の「武力攻撃」とは認定されないのではないか。

六　四に関連して、継続的に武力攻撃を行うことが前提となる「計画的な武力の行使」の要件を満たさない場合、内閣総理大臣は、自衛隊法第七十六条でいうところの防衛出動を自衛隊の全部

または一部に命じることはできないのではないか。

七　内閣総理大臣が自衛隊法第七十六条でいうところの防衛出動を自衛隊の全部または一部に命じることができるためには、継続的に武力攻撃を行うことが前提となる「計画的な武力の行使」の要件を充足することが必要であるため、朝鮮人民軍により、少なくとも複数発のミサイル攻撃が行われ、我が国の領土に着弾しなければならないのではないか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二二九号
平成二十九年四月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出朝鮮半島有事における我が国へのミサイル攻撃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出朝鮮半島有事における我が国へのミサイル攻撃に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができるのは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態若しくは我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合である。また、同項第一号の「我が国に対する外部からの武力攻撃」とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考えるが、特定の事例が我が国に対する組織的計画的な武力の行使に該当するかどうかについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難である。

平成二十九年四月十四日提出
質問第二三〇号

豊洲新市場の認可に関する質問主意書

提出者　菅　直人

豊洲新市場の認可に関する質問主意書

今国民の関心を集めている出来事の一つは豊洲新市場の問題である。豊洲は東京ガスの工場跡地であり、当初から土壌汚染が心配されていた。例えば二千一年四月には東京ガス自身が豊洲の工場跡地で環境基準の千五百倍のベンゼンを検出と発表。また最近では今年一月の九回地下水モニタリングで、従来の調査をはるかに超える汚染が判明。

こうした汚染の実態が判明したことを受けて東京都が豊洲移転についてどのような判断をするか注目されている。しかし、豊洲新市場の問題は東京都だけで決めることのできる問題ではなく、法律上、国も大きな責任と権限を有する問題である。そこで以下、東京都の豊洲新市場への移転について質問する。

1　卸売市場法に基づけば、中央卸売市場である豊洲新市場の認可権限は農水大臣にあると考えるが、正しいか。

2　農水大臣が認可の是非を判断するに当たっては中央卸売市場整備計画に適合しているかどうかが基準になると考えるが、正しいか。

3　二千十六年に出された第十次中央卸売市場整備計画には「生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるように留意する」とある。この要件が満たされなければ農水大臣は認可しないと考えてよいか。

4　東京都の豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書（二千八年七月）には次のような記述がある。

「また、仮に地下水中のベンゼンやシアン化合物が揮発して室内に侵入し、室内空気に含まれるベンゼンやシアン化合物が生鮮食料品の表面に付着している水分に溶け込んだとしても、その濃度はベンゼンが飲料水の水質基準の千分の一未満、シアン化合物が十分の一未満と非常にわずかであり、食の安全・安心の観点から見ても、悪影響が及ぼされる可能性は小さいと考えられる。」

この記述からすると、都の専門家会議は地下水中のベンゼンやシアン化合物が揮発して大気中を介して広がり、生鮮食料品の表面に付着している水分に溶け込む可能性を認めている。これでは生鮮食料品等の安全性が確保されているとは言えないと考えるがいかがか。また消費者の安心につながるように留意されているとも言えないと考えるがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二三〇号
平成二十九年四月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員菅直人君提出豊洲新市場の認可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員菅直人君提出豊洲新市場の認可に関する質問に対する答弁書

1から4までについて

お尋ねの「豊洲新市場の認可権限」の意味するところが必ずしも明らかではないが、中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する中央卸売市場をいう。）の位置等の変更については、法第十一条第一項において、開設者（同項に規定する開設者をいう。以下同じ。）は、法第九条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととされているところである。当該認可については、法第十一条第三項において準用する法第十条において、同条各号に掲げる基準に適合する場合でなければしてはならないこととされており、当該基準の一つとして、当該認可の申請に係る変更が中央卸売市場整備計画（法第五条第一項に規定する中央卸売市場整備計画をいう。）に適合するものであることが規定されているところである。

「中央卸売市場整備計画」（平成二十八年四月一日農林水産大臣決定）における御指摘の記述は、開設者に留意を促す観点から記載されたものであるところ、御指摘の「生鮮食料品等の安全性」及び「消費者の安心」については、東京都が、専門家による検証を行うために平成二十八年九月十六日に設置した「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」等において、現在、議論及び検証を行っているところであると承知している。政府としては、東京都から法第十一条第一項の認可の申請が行われた場合には、同条第三項において準用する法第十条各号に掲げる基準に照らして審査し、当該認可をするかどうかを適切に判断していく考えである。

平成二十九年四月十四日提出
質問第二三一号

「テロ等準備罪」と「刑事司法改革関連法案」に関する質問主意書

提出者　上西小百合

「テロ等準備罪」と「刑事司法改革関連法案」に関する質問主意書

昨年五月に、「取り調べの録音・録画（いわゆる可視化）の義務付け」のほか、「司法取引の導入」や「通信傍受の対象犯罪拡大」などを盛り込んだ「刑事司法改革関連法案」が可決され成立しています。

そこで、質問いたします。

一　「取り調べの録音・録画（いわゆる可視化）の義務付け」について

1　可視化の対象は「裁判員裁判の対象事件」、「検察の独自捜査事件」で、逮捕後の取り調べの全過程で録音・録画が義務付けられるようです。この中には交通違反も含まれますので、逮捕・勾留事件の約三％に留まると聞いていますが、わかる範囲で結構ですので、現在の詳細をお聞きしたい。

2　「テロ等準備罪」の対象とする犯罪は、可視化の対象に入っていますか。

3　三年以内の施行ということですが、早くなる可能性があるのですか。

二　「司法取引の導入」について

1　「テロ等準備罪」の適用となる犯罪に「司法取引」が適用されそうな犯罪はありますか。

2　今回、「テロ等準備罪」法案の第六条の二第一項ただし書きに「実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。」とありますが、この「司法取引」とはどう違うのでしょうか。

三　「通信傍受の対象犯罪拡大」について

「テロ等準備罪」の新設に伴い、通信傍受の対象犯罪を拡大したり、新たな捜査手法を導入する可能性はありますか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二三一号
平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員上西小百合君提出「テロ等準備罪」と「刑事司法改革関連法案」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上西小百合君提出「テロ等準備罪」と「刑事司法改革関連法案」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「現在の詳細」及び「「テロ等準備罪」の対象とする犯罪」の意味するところが必ずしも明らかではないが、今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「改正後組織的犯罪処罰法」という。）第六条の二の罪の対象犯罪である改正後組織的犯罪処罰法別表第四に掲げる罪に係る事件のうち、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号。以下「刑事訴訟法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下「改正後刑事訴訟法」という。）第三百一条の二第一項第一号に掲げる「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」、同項第二号に掲げる「短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件」又は同項第三号に掲げる「司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件」（関連する事件が送致され又は送付されているものであって、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）に該当するものについては、同条第四項の規定による取調べの録音・録画制度の対象となる。また、同条の規定は、刑事訴訟法等一部改正法の公布の日である平成二十八年六月三日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

二の1について

お尋ねの「「テロ等準備罪」の適用となる犯罪」及び「司法取引」の意味するところが必ずしも明らかではないが、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪は、改正後刑事訴訟法第三百五十条の二第二項に規定する特定犯罪（以下「特定犯罪」という。）には該当せず、改正後刑事訴訟法第二編第四章に定める証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（以下「合意制度」という。）の対象とはならない。なお、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪の対象犯罪である改正後組織的犯罪処罰法別表第四に掲げる罪のうちには、合意制度の対象となるものとして、例えば、爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第三条（爆発物の製造等）の罪、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条第一項（覚醒剤の輸入等）の罪等がある。

二の2について

改正後組織的犯罪処罰法第六条の二第一項ただし書は、同項の罪を犯した者が計画した犯罪の実行に着手する前に自首した場合において、当該自首をした者について同項の罪の刑を減軽し、又は免除する旨規定している。

他方、合意制度は、検察官が、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件について証拠の収集に関する協力をすることにより得られる証拠の重要性等を考慮して、必要と認める場合であって、弁護人の同意があるときに、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該協力をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について特定の求刑等をすることを内容とする合意をすることができることとする制度である。

三について

御指摘の「新たな捜査手法を導入する可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪を設けることに伴い、「通信傍受の対象犯罪を拡大」することは予定していない。

平成二十九年四月十四日提出
質問第二三二号

朝鮮半島有事における我が国の存立危機事態に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

朝鮮半島有事における我が国の存立危機事態に関する質問主意書

平成二十九年四月十三日、参議院外交防衛委員会において安倍総理は、「サリンを弾頭に付けて着弾させるという能力については既に北朝鮮は保有している可能性があるわけでございまして、先般シリアにおいて百名近くの赤ん坊や子供たちも含む無辜の民が犠牲になったわけであります。あした現実をしっかりと踏まえながら、それをさせないといういわば抑止力をしっかりと持つべきであろうという議論が当然ある」と答弁した。

平成二十六年七月、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下、「本閣議決定」という。）が閣議決定され、集団的自衛権の行使への道が開かれた。本閣議決定の中で、いわゆる新三要件の一つとして、「わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅か

され、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」が示された。

これらを踏まえて、以下質問する。

一　「サリンを弾頭に付けて着弾させるという能力については既に北朝鮮は保有している可能性」があり、朝鮮半島有事にかかるミサイルが我が国の領土に着弾する可能性は排除されないが、このような攻撃を我が国が受けた場合、衆議院議員金田誠一氏提出の「武力攻撃事態に関する質問主意書」（質問第六六号）に対する答弁書（内閣衆質一五四第六六号）でいうところの、「我が国に対する組織的計画的な武力の行使」であるとの理解でよいか。

二　朝鮮半島有事において、「サリンを弾頭に付け」たミサイルが韓国国内の米軍基地やその周辺に着弾し、在韓米軍に人的被害が生じた場合、安倍総理がいうところの「現実をしっかりと踏まえながら、それをさせない」との考えに基づき、本閣議決定でいう「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」と認定される可能性は排除されないという理解でよいか。

三　平成二十六年七月十四日、衆議院予算委員会において安倍総理は、「いかなる事態が、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に当たるのか。これは、個別具体的な状況に即して、総合的に見ながら判断していくものであって、一概にこれだということをお答えするのはなかなか困難」と述べつつも、「一般論として申し上げると、海洋国家である我が国にとって、国民生活に不可欠な資源や食料等を輸送する船舶の安全確保は極めて重要」と答弁し、海上輸送路の封鎖などが存立危機事態になり得ることを排除していない。その観点からいえば、朝鮮半島有事において、「サリンを弾頭に付け」たミサイルが韓国国内に着弾し、韓国の国民に人的被害が生じた場合、我が国の領土にも「サリンを弾頭に付け」たミサイルが着弾する可能性は排除されず、より深刻な事態であり、新三要件でいうところの存立危機事態が認定される可能性は排除されないという理解でよいか。

四　二および三において、新三要件でいうところの存立危機事態が認定される場合、我が国の「赤ん坊や子供たちも含む無辜の民」が犠牲にならないようにするために「現実をしっかりと踏まえながら、それをさせないといういわば抑止力」として、自衛権の行使がなされる可能性は排除されないという理解でよいか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二三二号
平成二十九年四月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出朝鮮半島有事における我が国の存立危機事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出朝鮮半島有事における我が国の存立危機事態に関する質問に対する答弁書

一について

特定の事例が我が国に対する組織的計画的な武力の行使に該当するかどうかについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難である。また、一般論として申し上げれば、存立危機事態が認定され、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、同法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

平成二十九年四月十七日提出
質問第二三三号

テロリズムの定義に関する再質問主意書

提出者　緒方林太郎

テロリズムの定義に関する再質問主意書

衆議院議員緒方林太郎君提出テロリズムの定義に関する質問に対する答弁書に関し、次の通り質問する。

一　「テロリズム」の一般的な意味に関し、次の点に関する政府の認識如何。

（ア）「特定の主義主張」とは何を指すのか。

（イ）「国家等」の「等」には何が含まれるのか。

（ウ）「受入れ等」の「等」には何が含まれるのか。

（エ）「恐怖等」の「等」には何が含まれるのか。

（オ）「殺傷行為等」の「等」には何が含まれるのか。

二　「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」における「組織的犯罪集団」の定義である「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」における「組織的な犯罪集団」の定義である「三人以上の者から成る組織された集団であって、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するもの」と同義か。

右質問する。

内閣衆質一九三第二三三号
平成二十九年四月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出テロリズムの定義に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出テロリズムの定義に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十九年三月三十一日内閣衆質一九三第一四七号）においては、テロリズムの一般的な意味として承知しているところをお答えしたものであり、お尋ねについて具体的かつ網羅的にお答えすることは困難であるが、お尋ねの「特定の主義主張」とは、一般的な意味としてのテロリズムに係る集団が行う殺傷行為等のよりどころとなる主義主張をいい、お尋ねの「国家等」の「等」には他人が、「受入れ等」の「等」には黙認が、「恐怖等」の「等」には不安が、「殺傷行為等」の「等」には重要な施設その他の物を破壊する行為が、それぞれ含まれ得るものと考えている。

二について

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「本条約」という。）第二条(a)において定義されている「組織的な犯罪集団」は、本条約第五条1(a)(i)に規定する行為の犯罪化との関係では、当該犯罪化について本条約上認められているオプションである「国内法上求められるときは・・・組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件において用いられている。

今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及

び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第六条の二においては、本条約第五条1(a)(i)に規定する行為の犯罪化に当たり、右に述べた本条約上認められているオプションである「国内法上求められるときは・・・組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件の下で、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定との整合性を考慮しつつ、我が国において「組織的な犯罪集団」に相当する集団を国内法上適切に捉えるものとして、同法第二条第一項において定義されている「団体」のうち、テロリズム集団、暴力団、薬物密売組織等の「その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」を「組織的犯罪集団」と定義したものである。

平成二十九年四月十七日提出
質問第二三四号

安倍総理の、さらなる努力を放棄するような政党には政権を担う資格はないとの答弁に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

安倍総理の、さらなる努力を放棄するような政党には政権を担う資格はないとの答弁に関する質問主意書

平成二十九年四月六日の衆議院本会議において、「テロ対策が必要なことは当然であり、自明のことであります。しかし、テロ対策を口実にして共謀罪法案の成立を画策するのは、実にこそくな手口であります。この共謀罪法案はテロ対策の万能薬ではありません。本来、有効なテロ対策のために優先して行うべきことは、島国日本の特性を考慮した水際対策の強化、さらに、残されたテロ対策関連条約の締結、加えてサイバーテロなどテロに対して手薄な個別分野の強化だと私は考えますが」等の逢坂誠二の質問に対して「テロ対策は最重要課題の一つであります。情勢は常に変化しており、テロ対策にこれで十分ということはありません。これで十分と、さらなる努力を放棄するような政党には、政権を担う資格はない」と答弁した。

この安倍総理の答弁に疑義があるので、以下質問する。

一　安倍総理の「さらなる努力を放棄するような政党には、政権を担う資格はない」との答弁の中にある「政党」とは、一般論なのか、それとも具体的な政党が念頭にあるのか。

二　安倍総理の「さらなる努力を放棄するような政党には、政権を担う資格はない」との答弁は、具体的な政党を念頭においているとすれば、どの政党のどのような発言あるいは事実に基づくのか。

三　ある政党が「政権を担う資格はない」と判断する政府の基準はどのようなものか。国会に議席を持つ政党あるいはその所属議員にも、有権者一人一人の貴重な一票が託されている。安倍総理がそのような有権者の一票を否定し、「政権を担う資格はない」と判断するためには、説得力ある基準が安倍政権にはあると考えるが、その判断基準を列挙されたい。

四　本来、テロ等準備罪法案を成立させる以前に、「有効なテロ対策のために優先して行うべきことは、島国日本の特性を考慮した水際対策の強化、さらに、残されたテロ対策関連条約の締結、加えてサイバーテロなどテロに対して手薄な個別分野の強化だと逢坂誠二は質問し、「情勢は常に変化しており、テロ対策にこれで十分ということがあるとは考えていない。政府がかかる発言を「これで十分と、さらなる努力を放棄する」と判断する根拠は何か。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第二三四号
平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の、さらなる努力を放棄するような政党には政権を担う資格はないとの答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の、さらなる努力を放棄するような政党には政権を担う資格はないとの答弁に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁は、テロに係る情勢は常に変化していることから、政府が総力を挙げて、テロの未然防止のための諸対策を強力に推進しなければならないところ、テロの未然防止に係る努力を放棄するような政党には政権を担う資格はない旨を一般論として述べたものであって、具体的な政党を念頭に置いたものではない。

四及び五について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、テロ対策についての考え方は、御指摘の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣が「言うまでもなく、テロ対策は、国際組織犯罪防止条約の締結やテロ等準備罪の創設にとどまらず、さまざまな対策を総合的に行っていかなければならないものであり、現在、政府においては、官邸直轄の国際テロ情報ユニットを新設し、国際社会と緊密に連携して、情報収集、分析を強化するとともに、水際対策の徹底、重要施設やソフトターゲット等に対する警戒警備の強化、サイバーセキュリティー対策の強化等、総合的なテロ対策を強力に推進しているところであります。今後も、政府の総力を挙げて、テロの未然防止のための諸対策を強力に推進する所存であります」と答弁したとおりである。

平成二十九年四月十七日提出
質問第二三五号

学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載してＬＧＢＴについて記載されなかったことに関する再質問主意書

提出者　西村智奈美

学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載してＬＧＢＴについて記載されなかったことに関する再質問主意書

四月四日に提出した『学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載してＬＧＢＴについて記載されなかったことに関する質問主意書』に対する答弁書（内閣衆質一九三第一九九号。以下「答弁書」という。）では、次のような回答があった。

一及び二について

お尋ねについては、政府のポータルサイトである「電子政府の総合窓口」に平成二十九年三月三十一日付で掲載した「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園

教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案に対する意見公募手続き（パブリックコメント）の結果について」において、「性的マイノリティについて規定・・・すべき」等の意見に対して、「体育科・保健体育科で、・・・いわゆる「性的マイノリティ」について指導内容として扱うことは、個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しいと考えています」と回答しているとおりである。

この回答に対して、以下、再質問する。

一　答弁書に書かれた「個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導」を行うのが教員の責務であり、指導内容から排除する理由にはなっていない。なぜこれを理由として挙げているのか。

二　答弁書の「保護者や国民の理解・・・を考慮すると難しいと考えています」の部分について、保護者や国民の理解が進み過ぎて指導内容が追いつかないことを懸念しているのか、それとも理解が足りないから指導できないと懸念しているのか。前者であれば、いじめがおきている現状をどう考えるのか。後者であれば、足りないからこそ指導することが必要ではないか。

三　答弁書の「教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しい」とは、教員が適切に指導できないことを認めている。このことは、文部科学省が作成したパンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」のガイドラインが生かされていないことを自ら暴露したことになり、看過できない。学習指導要領には、教員の適切な指導を確保すべき事柄・内容を記載するものと理解しているが、相違ないか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二三五号
平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員西村智奈美君提出学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載されなかったことに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西村智奈美君提出学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載してＬＧＢＴについて記載されなかったことに関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘のとおり「体育科・保健体育科で、・・・いわゆる「性的マイノリティ」について指導内容として扱うことは、・・・難しい」と考えるに当たり、御指摘の「個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導・・・の確保」を考慮要素の一つとしたのは、個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導が重要だからである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案に対する意見公募手続き（パブリックコメント）の結果について」（以下「報告書」という。）に記載されているとおり、「性的マイノリティについて規定し、保健体育科などの「異性への関心」を削除すべき」との意見があった一方で、「男女の体の成熟についての一般的な知見、異性への関心や性衝動に関する指導は必要であり、性的マイノリティへの配慮は指導内容ではなく、個別のカウンセリングなどで対応すべき」との意見もあったこと等から、報告書において、これらの意見に対して、「体育科・保健体育科で、・・・いわゆる「性的マイノリティ」について指導内容として扱うことは、・・・保護者や国民の理解・・・の確保などを考慮すると難しいと考えています」と回答したところである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、学習指導要領は、文部科学大臣が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第五十二条等の規定に基づき、教育課程に関する事項を定めるものであり、全ての児童生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものである。

平成二十九年四月十七日提出
質問第二三六号

「一日当たり何頭（羽）分の牛・豚・鶏肉を食べ残し廃棄しているのか」に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

「一日当たり何頭（羽）分の牛・豚・鶏肉を食べ残し廃棄しているのか」に関する質問主意書

食べられるにも関わらず食べ残し廃棄される、いわゆる食品ロス問題についてお尋ねする。

食品ロス問題は現代文明が生んだ負の部分であり国民理解に基づく対策が必要である。

例えば、私たちは、一日当たり、換算すれば何頭（羽）分の牛・豚・鶏肉を食べ残し廃棄しているのか。それを知ることが食品ロス問題への理解を深めることにもつながると考える。

以下の質問に示すような一定の仮定の下、お答え願いたい。

まず、牛・豚・鶏肉、それぞれの国内消費仕向量（純食料）の最新トン数（平成二十六年度分の確定値）をお示し願いたい。

牛・豚・鶏肉を含む肉類の食品ロス率を世帯、レストラン、結婚式、宴会別に最新数字をお示し願いたい。

世帯での肉類の食品ロス率を使って牛・豚・鶏肉、それぞれの国内消費仕向量全体に占める年間食品ロス量をお示し願いたい。一頭（羽）当たりから採取できる食肉量（内臓含む）を全国食肉公正取引協議会のデータから牛・豚・鶏別にお示し願いたい。

牛・豚・鶏肉の年間食品ロス量はそれぞれ換算すると何頭（羽）分に当たるのか、一頭（羽）当たりから採取できる肉量に基づいてお示し願いたい。

最後に、この年間食品ロス量の頭（羽）数換算を一日当たりにしてお示し願いたい。

また、政府は食品ロス問題に対してどのような対策を講じているのか、その実効性、効果も含めてお示し願いたい。また統計を取り始めた三年前から食品ロス量が減少している理由もお尋ねする。

食品ロス問題は国民の理解なしには対策が進まない。無用な殺生を防ぐためにも実態を明らかにする必要があると考える。以上、内閣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一九三第二三六号
平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員長妻昭君提出「一日当たり何頭（羽）分の牛・豚・鶏肉を食べ残し廃棄しているのか」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員長妻昭君提出「一日当たり何頭（羽）分の牛・豚・鶏肉を食べ残し廃棄しているのか」に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「牛・豚・鶏肉、それぞれの国内消費仕向量（純食料）の最新トン数」については、平成二十六年度食料需給表によると、牛肉、豚肉及び鶏肉の国内消費仕向量のうち純食料であるものは、牛肉にあっては七十四万七千トン、豚肉にあっては百五十万七千トン、鶏肉にあっては百五十四万九千トンである。

お尋ねの「肉類の食品ロス率」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省が平成二十六年度に実施した食品ロス統計調査においては、食品ロス率として、食品使用量（家庭における食事において、料理の食材として使用され、又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、通常食さない部分を除いた部分の重量をいい、料理の食材として使用されず、又はそのまま食べられる食品として提供されずにそのまま廃棄された食品の重量をいう。）及び過剰除去重量（家庭における食事において、調理時に不可食部分を除去する際に過剰に除去した食品の可食部分の重量をいう。）の合計の割合を調査しており、同調査によると、世帯における肉類の食品ロス率は二・二パーセントである。また、同省が平成二十七年度に実施した食品ロス統計調査（外食調査）においては、食べ残し量の割合として、食品使用量（客に提供された料理のうち、食器上に食べ残されたものの重量をいう。）に占める食べ残し量（客に提供された料理のうち、食器上に食べ残されたものの重量をいう。）の割合を調査しており、同調査によると、肉類の食べ残し量の割合は、食堂・レストランにおいては一・三パーセント、結婚披露宴においては三・〇パーセント、宴会においては八・一パーセントである。

お尋ねの「一頭（羽）当たりから採取できる食肉量（内臓含む）」については、全国食肉公正取引協議会が公表している「お肉のQ&A」によると、例えば、生体重量六百九十キログラムの牛からは二百二十八キログラム程度の精肉と四十三キログラム程度の可食の内臓が、生体重量百九キログラムの豚からは四十七キログラム程度の精肉と九キログラム程度の可食の内臓が、生体重量二千五百グラムの鶏からは千三百二十五グラム程度の精肉と百グラム程度の可食の内臓が、それぞれ採取できるとされていると承知している。

一方、これらの数値を基にして、御指摘のような一定の仮定の下で算出されるお尋ねの「牛・豚・鶏肉、それぞれの国内消費仕向量全体に占める年間食品ロス量」及び「年間食品ロス量の頭（羽）数換算」については、国内消費仕向量には食品関連事業者へ仕向けられた食料の量が相当程度含まれていると想定されること等から、我が国における食品ロス（国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されているものをいう。以下同じ。）の実態を適切に反映するものとはならないため、政府としては、食品ロスに対する国民の理解を深める観点から、そのような数値をお示しすべきではないと考えている。

お尋ねの「食品ロス問題に対してどのような対策を講じているのか」については、政府として、食品ロスに対する国民の理解を深めるため、食品ロス削減に向けた国民運動の展開を図っており、その一環として、関係省庁が連携して、食品関連事業者に対する食品廃棄物等の発生抑制目標の設定、食品関連事業者による商慣習の見直しに向けた検討、消費者への普及啓発、学校における食育の推進等に取り組んでいるところである。また、お尋ねの「三年前から食品ロス量が減少している理由」については、様々な要因によるものと考えられ、一概にお答えすることは困難であるが、主に家庭からの食品ロスが減少しているとの推計結果を得ていることから、消費者による食品ロスの削減の取組が拡大していることも一因となっていると考えられる。

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十九年二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省設置法の一部を改正する法律

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「厚生労働審議官」の下に「及び医務技監」を加え、同条第一項中「一人」の下に「及び医務技監一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　医務技監は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る技術（医学的知見を活用する必要があるものに限る。）を統理する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理　由

厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設し、その職務について定めようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二　議案の可決理由

厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十九年四月二十一日

厚生労働委員長　丹羽　秀樹

衆議院議長　大島　理森　殿

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第百九十回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成二十七年度一般会計予備費の予算額三千五百億円のうち、平成二十七年四月三日から十二月二十二日までの間において決定された千七百九十一億九千三百三十七万八千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費等十八件である。

二　本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成二十九年四月二十四日
決算行政監視委員長　玄葉光一郎
衆議院議長　大島　理森殿

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第百九十回国会、内閣提出）に関する報告書

一　本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成二十七年度一般会計予備費の予算額三千五百億円のうち、平成二十八年二月一日から五日までの間において決定された八億二千五百四十九万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、選挙人名簿システムの改修に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費の二件である。
二　本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成二十九年四月二十四日
決算行政監視委員長　玄葉光一郎
衆議院議長　大島　理森殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成二十九年二月二十八日
内閣総理大臣　安倍　晋三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び特定国際種事業」を「及び特定国際種事業等」に、「特定国際種事業等の規制（」を「特定国際種事業等の規制（に、「第三十三条の五」を「第三十三条の二十二」に、「第三十三条の六―第三十三条の三十三」を「第三十三条の二十三―第三十三条の三十三」に、「第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）」を「第四章　保護増殖事業　第五章　認定希少種保全動植物園等（第四十五条―第四十八条の二）　第五章　雑則（第四十八条の三―第四十八条の四）　第六章　罰則（第四十八条の十一）」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

第四条第五項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に、「次に掲げる要件」を「次の各号」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に、「中央環境審議会」を「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

第六条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。

第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合

第十条第一項中「国内希少野生動植物種等」の下に「（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。第三項第二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。）」を加え、同条第四項第二号及び第十項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第十一条の見出し中「捕獲等許可者に対する」を「捕獲等の規制に係る」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「執る」を「とる」に改め、同項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る国内希少野生動植物種等の生きている個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第十二条第一項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「第二十条の三第一項本文」を「第二十条の四第一項本文」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者（第十七条第二号において単に「特別国際種事業者」という。）が、特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

第十二条第一項第四号中「第九条第二号に規定する」を「第九条第三号に掲げる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」の下に「（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等（第七号及び第十七条各号において単に「特別特定

器官等」という。）を、同項に規定する特別国際種事業（第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。）として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

第十二条第二項中「前項第六号又は第七号」を「前項第八号又は第九号」に改める。

第十三条第一項中「第七号」を「第九号」に改める。

第十四条の見出し中「譲渡し等許可者に対する」を「譲渡し等の規制に係る」に改め、同条中「執る」を「とる」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣は、第十二条第一項の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者に対し、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る希少野生動植物種の個体等を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第十五条並びに第十六条第一項及び第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第十七条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等（特別特定器官等を除く。）、第九条第三号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

二　特別特定器官等の陳列又は広告をする場合（特別国際種事業者以外の者が特別国際種事業として陳列又は広告をする場合を除く。）

第十九条第一項第二号及び第三号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第二十条第二項中「次条第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、「及び第五十八条第三号」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置（個体等に割り当てられた番号（第四項第三号及び第二十一条第六項において「個体識別番号」という。）を識別するための措置であって、国際希少野生動植物種ごとに環境省令で定めるものに限る。第七項、第二十一条第六項及び第二十二条の二において同じ。）

第二十条第四項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　登録をした個体等に係る個体識別番号

四　登録年月日

五　次条第一項に規定する登録の有効期間がある場合にあっては、その満了の日

第二十条第十項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第四号に掲げる個体識別措置を変更したときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。

第二十条第四項の次に次の一項を加える。

5　環境大臣は、第二項の申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

第二十条の三を第二十条の四とする。

第二十条の二第二項中「、第五十八条第三号及び第五十九条第二号」を削り、同条第四項中「前条第十項」を「第二十条第十二項」に改め、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第二十条の二　登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごとに、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第二十一条第一項ただし書中「第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「又は同条第七項」を「、同条第九項」に改め、「書換交付」の下に「又は第二十条の二第一項の登録の更新」を加え、同条に次の一項を加える。

6　登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

第二十二条第一項第二号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第三号中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の二第一項に規定する登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合

第二十二条第二項中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　返納すべき登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還付することができる。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（登録等の取消し）

第二十二条の二　環境大臣は、登録等、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付、同条第十項（前条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付若しくは第二十条の二第一項の登録の更新が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者が第二十条第七項の規定に違反したとき、又は登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等のうち個

体識別措置が講じられたものが第二十一条第六項の規定に違反して占有者に取り扱われたと認めるときは、当該登録等を取り消すことができる。

第二十三条の見出しを「（個体等登録機関）に改め、同条第一項中「前条」を「第二十二条」に、「第二十条の三第四項」を「第二十条の四第四項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第二項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「であること。」を削り、同項第三号中「こと。」を「もの」に改め、同条第四項第一号中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第五項中「登録機関登録簿」を「個体等登録機関登録簿」に改め、同条第六項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第七項中「登録機関が」を「個体等登録機関が」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「前条」を「第二十二条」に、「これらの規定」を「第二十条第一項」に、「「登録機関」を「「個体等登録機関（第二十三条第一項に規定する個体等登録機関をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）」と、第二十条第二項から第十一項まで（第四項を除く。）、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項から第三項まで、第二十条の四（第一項を除く。）、第二十一条第五項及び第二十二条中「環境大臣」とあるのは「個体等登録機関」に改める。

第二十四条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第一項及び第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第三項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務を実施する事業所の所在地」を「前条第五項第二号又は第三号に掲げる事項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、環境省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第二十四条第十項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「登録を」を「登録等を」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十五条中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十六条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「執る」を「とる」に改め、同条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「執る」を「とる」に改め、同条第三項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第四項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第五項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務の」に改め、同項第一号中「第五項まで、第七項又は第八項」を「第六項まで、第八項又は第九項」に改め、同項第二号中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第三号中「第二十四条第六項各号」を「第二十四条第六項各号」に改める。

第二十七条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十八条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十八条の二第三号中「第二十四条第八項」を「第二十四条第九項」に改め、同条第四号中「第二十四条第九項」を「第二十四条第十項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第五号中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十九条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項第二号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の二第一項の登録の更新を受けようとする者

第二十九条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改める。

第二章第四節の節名中「特定国際種事業」を「特定国際種事業等」に改める。

第三十条第一項中「特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う」を「特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う」に改め、同項第二号及び第三号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第五項中「第三項の」を「第三項及び前項の規定は第二項の規定による届出について、第四項の」に改め、「、前項の規定は第二項の規定による届出について」及び「前項中」を削り、「命令」と」の下に「、第四項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　環境大臣及び農林水産大臣は、第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、その届出をした者の氏名又は名称及び住所並びにその番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十一条第一項及び第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をするときは、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出に係る番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を表示しなければならない。

第三十二条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二章第四節第二款の款名中「特定国際種事業」を「特定国際種事業等」に改める。

第三十三条の二中「定める特定器官等」の下に「（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。以下この条から第三十三条の四までに

おいて同じ。）」を加える。

第三十三条の三の見出し中「特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、同条第一項中「行う者」の下に「（以下「特定国際種事業者」という。）」を加え、「第三十三条の六第一項」を「第三十三条の二十三第二項」に改め、同条第二項中「前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に、「確認し」を「確認し、」に改める。

第三十三条の四の見出し中「特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、同条第一項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、「前条の規定」の下に「又は次条において準用する第三十一条第三項の規定」を加え、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改める。

第三十三条の五中「第三十条第三項の」を「第三十条第三項及び第五項の規定は第三十三条の二の規定による届出について、第三十条第四項及び第三十一条第三項の」に改め、「、第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定による届出について」を削り、「第三十条第三項中」の下に「「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣（第三十三条の二に規定する特定国際種関係大臣をいう。以下この項から第五項まで、次条第三項並びに第三十三条第一項において同じ。）」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、同条第四項中」を、「「特定国際種事業」の下に「（第三十三条の二に規定する特定国際種事業をいう。次条第三項において同じ。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「命令」と」の下に「、第三十一条第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「特定第一種国内希少野生動植物種の個体等」とあるのは「特定器官等（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。）であって第三十三条の二の政令で定める要件に該当するもの」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と」を加える。

第三十三条の十五中「第二十四条第九項及び第十項」を「第二十四条第十項及び第十一項」に、「これらの規定」を「第二十三条第六項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等（第三十三条の二十三第二項に規定する環境大臣等をいう。第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」に改め、「第二十四条第十項中」の下に「「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、」を加え、「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」を「環境大臣等の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」に改め、第二章第五節中同条を第三十三条の三十三とする。

第三十三条の十四第一項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同条を第三十三条の三十二とする。

第三十三条の十三中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」を「環境大臣等は」に改め、同条第二号中「第二十三条の九第三項」を「第三十三条の二十七第三項」に改め、同条第三号中「第三十三条の九第八項」を「第三十三条の二十七第九項」に改め、同条第四号中「第三十三条の十五」を「第三十三条の三十三」に、「第二十四条第九項」を「第二十四条第十項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第五号中「第三十三条の十一第四項」を「第三十三条の二十九第四項」に改め、同条を第三十三条の三十一とする。

第三十三条の十二中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条を第三十三条の三十とする。

第三十三条の十一第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の八第四項各号」を「第三十三条の二十六第四項各号」に、「執る」を「とる」に改め、同条第二項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の九第一項」を「第三十三条の二十七第一項」に、「執る」を「とる」に改め、同条第三項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の九第四項」を「第三十三条の二十七第五項」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の八第三項第一号」を「第三十三条の二十六第三項第一号」に改め、同条第五項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項第一号中「第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項」を「第三十三条の二十七第三項から第六項まで、第八項又は第九項」に改め、同項第二号中「第三十三条の九第四項」を「第三十三条の二十七第五項」に改め、同項第三号中「第三十三条の九第六項各号」を「第三十三条の二十七第七項各号」に改め、同条を第三十三条の二十九とする。

第三十三条の十を第三十三条の二十八とする。

第三十三条の九第二項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第三項中「認定関係事務を実施する事業所の所在地」を「前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、環境大臣等の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第三十三条の九第八項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　認定機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣等にその旨を届け出なければならない。

第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第三項第一号中「であること。」を削り、同項第二号中「第三十三条の十一第四項」を「第三十三条の二十九第四項」に改め、「であること。」を削り、同項第三号中「こと。」を「もの」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項第二号イ及びロ中「特定国際種事業」の下に「又は特別国際種事業」を加え、同条第五項第三号中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第六項中「同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」とあるのは「同条第一項中「環境大臣等」とあるのは「認定機関（次条第一項に規定する認定機関をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「環境大臣等は」とあるのは」に改め、同条を第三十三条の二十六とする。

第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第二項第一号中「前条第一項」を「第三十三条の二十三第一項又は第二項」に改め、同項第三号並びに同条第三項及び第五項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条を第三十三条の二十五とする。

第三十三条の六第一項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特別国際種事業者」に、「特定国際種事業」を「特別国際種事業」に、「環境大臣及び特別国際種関係大臣」を「、環境大臣及び特別国際種関係大臣」に、「、特定器官等」を「、特別特定器官等」に、「次条第一項の製品の原材料となる」を「政令で定

める要件に該当する」に改め、「に限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「作成することができる」を「作成しなければならない」に改め、同項第一号中「得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする」を「特別特定器官等の分割」に、「得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする」を「新たに特別特定器官等を得た」に改め、同項第三号中「譲渡し又は引渡しをする特定器官等」を「適法に取得した特別特定器官等」に、「特定国際種関係大臣」を「特別国際種関係大臣」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「特定国際種事業を行う者が第一項各号」を「特定国際種事業者が第二項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、第一項又は第二項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しをした場合には、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、第一項又は第二項の管理票の写しを保存しなければならない。

第三十三条の六第二項中「前項」を「前二項」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、その特定国際種事業又は特別国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合に限り、環境大臣、特定国際種関係大臣及び特別国際種関係大臣（以下この節において「環境大臣等」という。）の発する命令で定めるところにより、特定器官等（特別特定器官等のうち前項の政令で定める要件に該当するものを除き、第三十三条の二十五第一項の製品の原材料となるものに限る。以下この項において同じ。）の管理票を作成することができる。

一　その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

三　前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣等の発する命令で定める場合

第三十三条の六を第三十三条の二十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（管理票の作成の制限）

第三十三条の二十四　何人も、前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、同条第一項又は第二項の管理票を作成してはならない。

第二章第四節第二款に次の十七条を加える。

（特別国際種事業者の登録）

第三十三条の六　譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下この章において「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章において「特別国際種事業」という。）を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び特別国際種関係大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

四　前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項

3　前項の申請書には、第一項の登録を受けようとする者が現に占有している原材料器官等であって特定器官等に該当しないもののうち環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものの全てが第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新又は第二十条の三第一項の事前登録を受けたものであることを証する書類を添付しなければならない。

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書の提出があったときは、第六項の規定により登録を拒否する場合を除き、第二項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

5　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、その旨及び登録番号を申請者に通知しなければならない。

6　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三　第三十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五　法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

六　未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

7　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（特別国際種事業者の変更の届出等）

第三十三条の七　前条第一項の登録を受けた者（以下「特別国際種事業者」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を前条第四項の特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

（特別国際種事業者登録簿の記載事項の公表）

第三十三条の八　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発す

る命令で定めるところにより、第三十三条の六第四項の特別国際種事業者登録簿に記載された事項のうち、氏名又は名称及び登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を公表しなければならない。

（特別国際種事業者の廃止の届出）

第三十三条の九　特別国際種事業者がその特別国際種事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

（特別国際種事業者の登録の更新）

第三十三条の十　第三十三条の六第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第三十三条の六第二項から第七項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（特別国際種事業者の遵守事項）

第三十三条の十一　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特別特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特別特定器官等に第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特別特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2　特別国際種事業者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し、又は聴取した事項その他特別特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の陳列又は広告をするときは、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第五項の規定により通知された登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を表示しなければならない。

（特別国際種事業者に対する措置命令）

第三十三条の十二　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、その特別国際種事業を適正化させ希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、特別国際種事業者に対し、この法律の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特別国際種事業者の登録の取消し等）

第三十三条の十三　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、特別国際種事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　不正の手段により第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けたとき。

三　第三十三条の六第六項各号のいずれかに該当することとなったとき。

四　虚偽の事項を記載した第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票を作成したとき。

（報告徴収及び立入検査）

第三十三条の十四　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、特別国際種事業者と取引する者に対し、当該特別国際種事業者の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3　第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業登録機関）

第三十三条の十五　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六から第三十三条の十までに規定する環境大臣及び特別国際種関係大臣の事務（以下「事業登録関係事務」という。）について、環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「事業登録機関」という。）があるときは、事業登録機関に行わせるものとする。

2　前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、事業登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3　次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　第三十三条の十八第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、他に機関登録を受けた者がなく、かつ、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める。

一　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上特別特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが事業登録関係事務を実施し、その人数が四名以上であること。

二　機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　機関登録申請者が株式会社である場合にあっては、特別国際種事業を行う者がその親法人であること。

ロ　機関登録申請者の役員又は職員のうちに、特別国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特別国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。）があること。

5　機関登録は、事業登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　機関登録の年月日

二　機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項

6　事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合における第三十三条の六から第三十三条の九までの規定の適用については、第三十三条の六第一項中「環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）」とあるのは「事業登録機関（第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関をいう。以下この条から第三十三条の九までにおいて同じ。）」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第四項から第七項までの規定中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣は」とあるのは「事業登録機関は」と、第三十三条の九中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」とする。

（事業登録機関の遵守事項）

第三十三条の十六　事業登録機関は、事業登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、事業登録関係事務を実施しなければならない。

2　事業登録機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により事業登録関係事務を実施しなければならない。

3　事業登録機関は、前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。ただし、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

4　事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣及び特別国際種関係大臣にその旨を届け出なければならない。

5　事業登録機関は、事業登録関係事務の開始前に、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、事業登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特別国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6　事業登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

7　第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者その他の利害関係人は、事業登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、事業登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

8　事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、事業登録関係事務に関し環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

9　事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の許可を受けなければ、事業登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務等）

第三十三条の十七　事業登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　事業登録関係事務に従事する事業登録機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業登録機関に対する適合命令等）

第三十三条の十八　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、事業登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、事業登録機関に対し、事業登録関係事務を実施すべきこと又は事業登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第三十三条の十六第五項の規程が事業登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、機関登録を取り消し、又は期間を定めて事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十三条の十六第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。

二　第三十三条の十六第五項の規程によらないで事業登録関係事務を実施したとき。

三　正当な理由がないのに第三十三条の十六第七項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により機関登録を受けたとき。

（事業登録機関がした処分等に係る審査請求）

第三十三条の十九　事業登録機関が行う事業登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣及び特別国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、事業登録機関の上級行政庁とみなす。

（公示）

第三十三条の二十　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　機関登録をしたとき。

二　第三十三条の十六第三項の規定による届出があったとき。

三　第三十三条の十六第九項の規定による許可をしたとき。

四　第三十三条の二十二において準用する第二十四条第十項の規定により環境大臣及び特別国際種関係大臣が事業登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた事業登録関係事務の全部若し

くは一部を行わないこととするとき。

五　第三十三条の十八第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（手数料）

第三十三条の二十一　第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあっては、事業登録機関）に納めなければならない。

2　前項の規定により事業登録機関に納められた手数料は、事業登録機関の収入とする。

（準用）

第三十三条の二十二　第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条の規定は事業登録関係事務について準用する。この場合において、第二十三条第六項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣（第三十三条の六第一項に規定する特別国際種関係大臣をいう。次条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」と、第二十四条第十項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「この節」とあるのは「この款」と読み替えるものとする。

第三十六条第二項中「は、指定の区域、指定」を「又はその変更は、その区域及び名称、指定又はその変更」に、「及び指定の区域の」を「並びにその区域の」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項、第七項及び第八項」を「第四項、第八項及び第九項」に、「第七項中」を「第八項中」に、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称、その」に、「指針」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「指定」の下に「又はその変更」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を加え、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称、その」に改め、「指針」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「その他指定」の下に「又はその変更」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を、「するとき」の下に「（指定の変更にあっては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第七項において同じ。）」を加え、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称並びにその」に、「第六項」を「第七項」に改め、「という。）」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「指定」の下に「をし、又はその変更」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。

第三十七条第三項を次のように改める。

3　前条第二項及び第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第八項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第二項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その区域」と、同条第五項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「区域を拡張する場合」と、「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「を公衆」と、同条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及びその区域並びにその区域ごとの期間」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第三十八条第二項中「指定」の下に「をし、又はその変更」を、「するとき」の下に「（指定の変更にあっては、区域の拡張に限る。）」を加え、同条第五項中「第三十六条第七項及び第八項」を「第三十六条第八項及び第九項」に改め、「は第一項の規定による指定及び」の下に「その変更並びに」を加え、「、第三十六条第七項」を「、第三十六条第八項」に、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第一項の規定による指定」を「その区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更」に、「その旨及びその」を「その旨及びその変更」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「、「第三十八条第五項」を「、第三十八条第五項」に改める。

第三十九条第六項第三号中「指定」の下に「又はその変更」を加える。

第四十二条第一項中「指定」の下に「又はその変更」を加える。

第四十五条第一項中「第三項」の下に「及び第四十八条の二」を加える。

第五十七条の二中「第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可、第十三条第一項の許可、第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新、第二十条の三第一項の登録、第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けた者

第五十八条第一号中「第十一条第一項、第十四条」を「第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項」に改め、「第十八条」の下に「、第三十三条の十二」を加え、同条第二号中「第十七条」の下に「、第二十条第七項」を加え、同条第三号中「登録、事前登録、第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第五十九条第二号中「事前登録を」を「第二十条の三第一項の登録を」に、「第二十条の三第一項本文」を「第二十条の四第一項本文」に改め、同条第三号中「第二十条の三第四項」を「第二十条の四第四項」に、「又は第三十三条の六第四項」を「、第三十三条の十三又は第三十三条の二十三第六項」に

改め、同条第四号中「第三十八条第四項」を「第三十三条の二十三第一項、第三十三条の二十四又は第三十八条第四項」に改め、同条に次の二号を加える。

五　第三十三条の二十三第一項の管理票に虚偽の事項を記載した特別国際種事業者

六　第三十三条の二十三第二項の管理票に虚偽の事項を記載した特定国際種事業者又は特別国際種事業者

第六十条中「又は第三十三条の十第一項」を「、第三十三条の十七第一項又は第三十三条の二十八第一項」に改める。

第六十一条中「又は第三十三条の十一第五項」を「、第三十三条の十八第五項又は第三十三条の二十九第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務、事業登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改める。

第六十三条第三号中「第二十条第九項」を「第二十条第十一項」に改め、同条第四号中「第二十条の三第一項ただし書」を「第二十条の四第一項ただし書」に改め、同条第五号中「第二十条の三第二項」を「第二十条の四第二項」に改め、同条第六号中「又は第三十条第三項（同条第五項」を「、第三十条第四項（同条第六項」に改め、「含む。）」の下に「、第三十三条の七第一項、第三十三条の九又は第三十三条の二十三第三項から第五項まで」を加え、同条第七号中「同じ。）」の下に「若しくは第三十三条の十四第一項若しくは第二項」を、「又は第三十三条第一項」の下に「若しくは第三十三条の十四条第一項」を「第四十二条第一項又は第四十八条の二第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十二　第四十八条の十一に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十四条中「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改め、同条第一号中「第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項」を「第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項又は第三十三条の二十七第八項」に、「第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項」を「第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項若しくは第三十三条の二十七第八項」に改め、同条第二号中「第二十四条第八項」を「第二十四条第九項、第三十三条の十六第九項」に、「第三十三条の九第八項」を「第三十三条の二十七第九項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務、事業登録関係事務」に改め、同条第三号中「第三十三条の十五」を「第三十三条の二十二及び第三十三条の三十三」に改める。

第六十五条第一項第二号中「第十七条」の下に「及び第二十条第七項」を加え、「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同項第三号中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改める。

第六十六条中「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改め、同条第一号中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項、第三十三条の十六第六項」に、「第三十三条の九第五項」を「第三十三条の二十七第六項」に改め、同条第二号中「第三十三条の二十七第六項」に改め、同条第三号中「第二十四条第六項各号」を「第二十四条第七項各号、第三十三条の十六第七項各号」に、「第三十三条の九第六項各号」を「第三十三条の二十七第七項各号」に改める。

第六章を第七章とする。

第五十条第一項中「第十一条第一項、第十四条」を「第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項」に改める。

第五十二条第一項中「環境大臣が」の下に「第十一条第二項、第十四条第二項若しくは」を加える。

第五十四条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「第七号」を「第九号」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十八条の次に次の二条及び一章を加える。

（土地への立入り等）

第四十八条の二　環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

2　環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

5　環境大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

（損失の補償）

第四十八条の三　国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2　第四十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第五章　認定希少種保全動植物園等

（希少種保全動植物園等の認定）

第四十八条の四　動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

一　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が、第十三条第一項に規定する目的に適合すること。

二　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

三　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四　前号の計画が確実に実施されると見込まれること。

五　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

2　前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地

三　前号の動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名

四　前号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的

五　第三号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設に関する事項

六　前項第三号の計画（第四十八条の十において「計画」という。）

七　前各号に掲げるもののほか、第三号に掲げる希少野生動植物種の展示の方針その他環境省令で定める事項

3　環境大臣は、第一項の認定の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　第四十八条の九の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三　その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

5　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公示しなければならない。次条第一項の規定により変更の認定をしたとき、同条第三項の規定による変更の届出があったとき、同条第四項の規定による廃止の届出があったとき、第四十八条の六第一項の規定により認定の更新をしたとき、又は第四十八条の九の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

（変更の認定等）

第四十八条の五　前条第一項の認定を受けた動植物園等（以下「認定希少種保全動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3　認定希少種保全動植物園等設置者等は、前条第二項第一号から第六号までに掲げる事項（同項第三号から第六号までに掲げる事項にあっては、第一項ただし書に規定する軽微な変更に係るものであって、環境省令で定めるものに限る。）を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4　認定希少種保全動植物園等設置者等は、希少種保全動植物園等を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（認定の更新）

第四十八条の六　第四十八条の四第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第四十八条の四第二項から第四項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

3　第一項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（記録及び報告）

第四十八条の七　認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等ごとに、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し環境省令で定める事項を記録し、これを保存するとともに、環境省令で定めるところにより、定期的に、これを環境大臣に報告しなければならない。

（適合命令）

第四十八条の八　環境大臣は、認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、これらの規定に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十八条の九　環境大臣は、認定希少種保全動植物園等設置者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第四十八条の四第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定希少種保全動植物園等設置者等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　認定希少種保全動植物園等設置者等が不正の手段により第四十八条の四第一項の認定、第四十八条の五第一項の変更の認定又は第四十八条の六第一項の認定の更新を受けたとき。

三　認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

（譲渡し等の禁止等の特例）

第四十八条の十　認定希少種保全動植物園等設置者等が計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、第十二条第一項及び第五十四条第二項の規定は、適用しない。

（報告徴収及び立入検査）

第四十八条の十一　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「新法」という。）第六条第一項の希少野生動植物種の保存のための基本方針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた新法第六条第一項の希少野生動植物種の保存のための基本方針は、施行日において新法第六条の規定により定められたものとみなす。

（捕獲等又は譲渡し等に係る措置命令に関する経過措置）

第三条　施行日前にされたこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「旧法」という。）第十一条第一

項又は第十四条の規定による命令は、それぞれ新法第十一条第三項又は第十四条第三項の規定による命令とみなす。

（個体等の登録に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の登録を受けている個体等は、施行日に新法第二十条第一項の登録を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第二十条第三項の規定により交付されている登録票は、新法第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。この場合において、当該登録票については、同条第四項（第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3　第一項の規定により新法第二十条第一項の登録を受けたものとみなされた個体等（新法第二十条の二第一項に規定する環境省令で定めるものに係るものに限る。）の当該登録に係る施行日後の最初の更新については、新法第二十条の二第一項中「五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごと」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）（以下この項において「改正法」という。）による改正前の第二十条第一項の登録（以下この項において「旧登録」という。）を受けた日から起算して五年（旧登録を受けた日が改正法の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の十年前から改正法施行日の前日の三年前の日までの間である場合にあっては改正法施行日から起算して二年、旧登録を受けた日が改正法施行日の前日の十年前の日以前である場合にあっては改正法施行日から起算して一年）を経過する日まで」とする。

（特定国内種事業及び特定国際種事業に関する経過措置）

第五条　施行日前に、新法第三十条第三項（同条第六項及び新法第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出に係る番号（以下この項において「届出番号」という。）に相当する番号が、旧法第三十条第一項若しくは第二項又は第三十三条の二の規定による届出をした者（次条第一項に規定する者を除く。）について通知がされているときは、当該番号は、届出番号とみなし、当該通知は、新法第三十条第三項の規定によりされた当該届出番号の通知とみなす。この場合において、同項中「第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに」とあるのは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）（以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「その番号」とあるのは「改正法附則第五条の規定により同条に規定する届出番号とみなされた番号」とする。

（特別国際種事業者に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に旧法第三十三条の二の規定による届出をして新法第三十三条の六第一項に規定する特別国際種事業に該当する事業を行っている者は、施行日に同項の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により新法第三十三条の六第一項の登録を受けたものとみなされた者の当該登録に係る施行日後の最初の更新については、新法第三十三条の十第一項中「五年ごと」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）（以下この項において「改正法」という。）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）から起算して三年（改正法による改正前の第三十三条の二の規定による届出が行われた日が平成十一年三月十七日以前である場合にあっては改正法施行日から起算して一年六月）を経過する日まで」とする。

3　施行日前に、新法第三十三条の六第四項の登録番号に相当する番号が、旧法第三十三条の二の規定による届出をした者（第一項の規定により新法第三十三条の六第一項の登録を受けたものとみなされた者に限る。）に通知されているときは、当該番号は、新法第三十三条の六第四項の登録番号とみなし、当該通知は、同条第五項の規定によりされた当該登録番号の通知とみなす。

（事業登録機関に関する経過措置）

第七条　新法第三十三条の十五第四項第一号の規定の適用については、施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等（新法第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に相当する器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者は学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者と、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の施行日前における特別特定器官等に相当する器官等の識別に関する実務の経験は特別特定器官等の識別に関する実務の経験とみなす。

2　施行日前から引き続き学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等に相当する器官等の識別に関して必要な課程に在学する者であって、施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、同法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十九号中「国際希少野生動植物種」を「特別国際種事業者の登録又は国際希少野生動植物種」に、「登録機関又は」を「個体等登録機関、事業登録機関若しくは」に改め、同号㈡中「第三十三条の八第一項」を「第三十三条の二十六第一項」に改め、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の前に次のように加える。

㈡　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の六第一項（特別国際種事業者の登録）の特別国際種事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

別表第一第百五十九号㈠中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同号㈠を同号㈡とし、同号㈡の前に次のように加える。

㈠　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の六第一項（特別国際種事業者の登録）の特別国際種事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第十二条　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「第五十七条の二」を「第五十七条の二第一号」に、「又は第三項」を「、第三項」に改め、「国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）」の下に「又は第六項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）」を加える。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十三条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十三号中「第六条第二項第五号」を「第六条第二項第六号」に改める。

（調整規定）

第十四条　施行日が農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日前である場合には、前条の規定中「第四条第一項第八十三号」とあるのは、「第四条第一項第八十四号」とする。

理　由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るため、国内希少野生動植物種に関する新たな類型の創設、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等の認定制度の創設、国際希少野生動植物種に係る登録制度の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　販売又は頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを禁止する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設し、業者の捕獲等の抑制による保全及び保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定による保全を図るものとすること。

2　希少種保全の観点から一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を導入し、認定を受けた動植物園等については希少野生動植物種の譲渡し等の禁止の規定を適用しないものとすること。

3　国際希少野生動植物種の個体等の登録に関して、個体識別措置の義務付け、有効期間の導入等を行うものとすること。

4　象牙を取り扱う事業者について現行の届出制を登録制とし、登録時の審査、登録の更新、登録の取消し等の手続を新設するとともに、罰則を強化することにより、事業者管理の強化を図るものとすること。

5　国内希少野生動植物種等の指定等に当たっては、専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととするとともに、希少野生動植物種保存基本方針に、国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項を追加し、国民の提案も踏まえた国内希少野生動植物種の指定等を推進するものとすること。

6　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民進党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年四月二十五日

環境委員長　平　将明

衆議院議長　大島　理森殿

（別紙）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　常設の「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」からなる科学委員会の委員については、野生動植物種の保全に関し専門の学識経験を有する科学者等国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。また、科学委員会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。

二　生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定についても、現場で実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討するとともに、これら国民からの提案を踏まえ、科学委員会は、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護区などを適切に具申すること。

三　二次的自然に分布する絶滅危惧種については、自然への働きかけの縮小による生息・生育状況の悪化が主な減少要因とされていることから、特定第二種国内希少野生動植物種の指定と同時に、生息環境の改善に取り組むこと。また、二次的自然については、厳格な行為規制よりも人の管理を継続することが重要となることから、農林水産業や市民活動を奨励するような生息地等保護区の指定の在り方について検討すること。

四　国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、二〇三〇年度までに七百種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。

五　「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を法定の「基本方針」に確実に反映させ、閣議決定すること。

六　海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価の透明性を高め、その評価を環境省と水産庁で連携して同法の趣旨に沿って適切に行うこと。また、国内希少野生動植物種の指定に当たっては、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に対象とすること。

七　生物多様性基本法第二十四条、種の保存法第五十三条第二項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。

八　生物多様性基本法第八条を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。

九　改正法附則第十条に基づき、改正法施行五年後に本改正内容の評価を行うとともに、以下の措置を講ずること。

1　ワシントン条約附属書に掲載されている種は、保全に国際的協力が不可欠であり、地球の自然体系のかけがえのない一部であるという観点から、国際情勢を踏まえて、抜本的な見直しを検討すること。

2　違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を

助長するとの認識に立ち、国内取引の規制強化や交雑個体の取扱について検討すること。

十　今回創設される特定第二種国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的以外の捕獲等及び譲渡し等が認められることから、種の分布や生息状況を定期的に把握すること。

十一　アフリカゾウの密猟を防ぐため、象牙の国内市場の閉鎖が世界的な潮流となる中、国内市場を存続させている我が国においては、違法取引が疑われることのないよう、象牙の管理の更なる強化に積極的に取り組むこと。

十二　輸入が差し止められた希少な野生動植物については、本来の生息地での保全が最も望ましいことから、原産国等へ返すための方策について検討すること。

右国会に提出する。

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百六十三人」を「十五万八百五十六人」に、「四万五千三百六十四人」を「四万五千三百六十三人」に、「四万六千九百四十人」を「四万六千九百四十二人」に、「千二百五十三人」を「千二百五十九人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「方面隊、中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊」に改め、同条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　陸上総隊は、陸上総隊司令部及び団、連隊その他の直轄部隊から成る。

第十条の次に次の一条を加える。

（陸上総隊司令官）

第十条の二　陸上総隊の長は、陸上総隊司令官とする。

2　陸上総隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、陸上総隊の隊務を統括する。

3　防衛大臣は、第六章に規定する行動その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合には、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置くことができる。

第十二条の三を削る。

第十三条中「方面隊、師団、旅団及び中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊、師団及び旅団」に改める。

第二十条第二項中「、航空混成団」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条の七を削る。

第二十条の八第二項中「、航空混成団に属する航空団の航空団司令は航空混成団司令の」を削り、同条を第二十条の七とする。

第二十条の九中「、航空混成団」を削り、同条を第二十条の八とする。

第二十一条第一項中「、航空混成団及び航空団」を「及び航空団」に改め、「、航空混成団司令部」を削る。

第二十一条の二第一項中「方面隊、中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊」に改める。

第二十四条第二項中「研究本部」を「教育訓練研究本部」に改める。

第二十五条第一項中「もの」の下に「及び第二十七条の二第一項第二号に掲げるもの」を、「ともに、」の下に「陸上自衛隊若しくは」を、「調査研究」の下に「（第二十七条の二第一項第三号に掲げるものを除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　陸上自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに当たつては、教育訓練研究本部長の統制に従わなければならない。

第二十七条の二を次のように改める。

（教育訓練研究本部）

第二十七条の二　教育訓練研究本部においては、次に掲げる事務を行う。

一　陸上自衛隊における第二十五条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務

二　陸上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練

三　陸上自衛隊における大部隊の運用等に関する調査研究

2　前項第二号に掲げるもののほか、教育訓練研究本部は、第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で同号の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

3　教育訓練研究本部に、教育訓練研究本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4　教育訓練研究本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。

第二十八条中「研究本部長」を「教育訓練研究本部長」に改め、「ついて」の下に「陸上総隊司令官」を加える。

第七十三条の次に次の一条を加える。

（予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供）

第七十三条の二　防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。）である者の使用者から求められた場合であつて、当該予備自衛官の同意があるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該使用者に対し、当該予備自衛官の訓練招集の予定期間その他予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める情報の提供を行うものとする。

第七十五条の八中「第七十五条の五」との下に「、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と」を加える。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はオーストラリア」を「、オーストラリア又は英国」に改める。

第百条の二第一項中「の学校」の下に「若しくは教育訓練研究本部」を加える。

第百条の八第一項第一号中「第三号から第六号まで」を「次号及び第四号から第九号まで」に改め、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

第百条の八第一項第三号中「としての輸送」を削り、「これらの」を「当該保護措置又は当該」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

第百条の八第一項第一号の次に次の一号を加える。

二　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定す

る海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊第百条の八第三項第二号中「第六号」を「第九号」に改め、同条第四項中「（弾薬を含む。）」を削る。

第百条の九の次に次の二条を加える。

（英国軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十　防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる英国軍隊（英国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該英国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一　自衛隊及び英国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する英国軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する英国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当する英国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する英国軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う英国軍隊

三　天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う英国軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四　自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英国軍隊

五　部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う英国軍隊

六　部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英国軍隊

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う英国軍隊

八　連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する英国軍隊

九　連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により英国内にある英国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行う英国軍隊

2　防衛大臣は、前項各号に掲げる英国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該英国軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3　前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる英国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一項第一号に掲げる英国軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二　第一項第二号から第九号までに掲げる英国軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4　第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（英国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十一　この法律又は他の法律の規定により、英国軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の定めるところによる。

第百九条第二項中「海上自衛隊の使用する船舶」を「陸上自衛隊の使用する船舶又は海上自衛隊の使用する船舶」に改め、「その他のものにあつては」の下に「陸上自衛隊又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（昭和八年法律第十一号）」及び「（平成十三年法律第百二号）」を削り、「本章中」を「この章において」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下単に「陸上自衛隊の使用する船舶」という。）については、適用しない。

第百十条中「（昭和二十六年法律第百四十九号）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

第百十一条（見出しを含む。）中「海上自衛隊」を「陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊」に改める。

第百十六条の三を第百十六条の四とし、第百十六条の二の次に次の一条を加える。

（開発途上地域の政府に対する不用装備品等の譲渡に係る財政法の特例）

第百十六条の三　防衛大臣は、開発途上にある海外の地域の政府から当該地域の軍隊が行う災害応急対策のための活動、情報の収集のための活動、教育訓練その他の活動（国際連合憲章の目的と両立しないものを除く。）の用に供するために装備品等（装備品、船舶、航空機又は需品をいい、武器（弾薬を含む。）を除

く。以下この条において同じ。）の譲渡を求める旨の申出があつた場合において、当該軍隊の当該活動に係る能力の向上を支援するため必要と認めるときは、当該政府との間の装備品等の譲渡に関する国際約束（我が国から譲渡された装備品等が、我が国の同意を得ないで、我が国との間で合意をした用途以外の用途に使用され、又は第三者に移転されることがないようにするための規定を有するものに限る。）に基づいて、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、自衛隊の用に供されていた装備品等であつて行政財産の用途を廃止したもの又は物品の不用の決定をしたものを、当該政府に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

別表第三中「南西航空混成団司令部」を「南西航空方面隊」に、「南西航空方面隊司令部」を「南西航空方面隊」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第三条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「又はオーストラリア」を「、オーストラリア又は英国」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中自衛隊法第百十六条の三を第百十六条の四とし、第百十六条の二の次に一条を加える改正規定　公布の日

二　第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七を削る改正規定、同法第二十条の八第二項の改正規定、同条を同法第二十条の七とする改正規定、同法第二十条の八とする改正規定、同条を同法第二十一条第一項の改正規定、同法第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十五条の八及び別表第三の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中自衛隊法第百九条から第百十一条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の九の次に二条を加える改正規定並びに第三条の規定　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

五　第二条中自衛隊法第百条の八の改正規定　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

（罰則に関する経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第三条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「船舶及び」を「船舶内並びに陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第四条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「若しくは航空混成団司令」を削る。

理　由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編並びに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編並びに日・豪物品役務相互提供協定及び日・英物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。

2　自衛隊法の一部改正

㈠　陸上自衛隊に陸上総隊を新編することに伴い、陸上自衛隊の編成等に関する規定を整備すること。

㈡　陸上自衛隊の機関として、教育訓練研究本部を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定を整備すること。

㈢　航空自衛隊の航空総隊の南西航空混成団を南西航空方面隊に改編することに伴い、航空自衛隊の編成等に関する規定を整備すること。

㈣　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供に関する規定を新設すること。

㈤　オーストラリア及び英国との各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。

㈥　陸上自衛隊の使用する船舶に係る船舶安全法等の適用除外に関する規定を整備すること。

㈦　自衛隊において不用となった装備品等の開発途上地域の政府に対する譲渡に係る財政法の特例に関する規定を新設すること。

㈧　その他所要の規定の整備を行うこと。

3　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正

大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、英国の軍隊を追加すること。

4　施行期日等

㈠　この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。

㈡　この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定め、関係法律について整備すること。

二　議案の可決理由

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十九年四月二十五日

安全保障委員長　山口　壯

衆議院議長　大島　理森殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一一八円（本体一一〇円）